

歯科衛生士の現状について

1. 歯科衛生士の供給推計
2. 歯科衛生士の需要推計
3. 議論の整理

歯科衛生士の必要数（供給推計）の算出方法の考え方について

供給推計の考え方（案）

- 歯科衛生士の供給推計について、他の職種における供給推計の考え方を参考にしつつ、どのような方法が考えられるか。

（参考）他の職種における供給推計で用いられている要素

- 前年の職員数（業務従事者数）
- 新規就業者数
- 再就業者数
- 離職率
- 仕事量
- 入学定員数
- 国家試験受験率
- 国家試験合格率
- 資格の名簿への登録者数
- 資格の名簿への登録率
- 就業率

検討会での主な意見

- 歯科衛生士の場合は歯科医師と違って、離職と再就業をどういうふうに見積るかという、供給モデルの難しさがある。医師と歯科医師の場合は、ライセンスを取った者が比較的そのままずっと就業するので、その部分が、いわゆる自然減の部分をもとにするモデルで比較的将来を推計できるのですが、歯科衛生士の場合再就業と離職の要素を入れなければいけないので、この数字の見積りをどうするのかということが大きな課題。
- そのため、どうしても推計に幅が生じる可能性が出てくる。非常勤が一定数いるので、やはり、ある程度の労働時間に幅が出てくる。それを踏まえた上での少し緩やかな、ピンポイントでググッと焦点を絞った推計ではなくて幅を持たした推計にならざるを得ないかもしれない。

就業歯科衛生士の供給推計の考え方（案）

- 他の職種の供給推計の方法を参考とし、他の医療関係職種の供給推計の方法も参考とし、議論のベースとなる供給推計として次のような考え方で直近（2024年）から10年後（2034年）の就業歯科衛生士数を算出する。

<考え方（案）>

- 10年後の就業歯科衛生士数は、以下の①と②の合計として推計を行う。
 - ①2024年時点で就業している歯科衛生士の10年後の数（30代以降の就業歯科衛生士数）
 - ②2026年以降に歯科衛生士になり、就業し始めた者の数（20代の歯科就業歯科衛生士数と仮定）

$$\text{①直近（2024年）の就業歯科衛生士数} \times \text{継続就業者率（就業場所・性・年齢階級別）}^{\ast 1} \\ + \text{②新規参入者の推計値} \times \text{就業者率}^{\ast 2} \times \text{新規参入者率}^{\ast 3} = \underline{\text{10年後の就業歯科衛生士数}}$$

※ 1 継続就業者率 = コーホート変化率法に基づき、直近3年分（2020年、2022年、2024年）の就業場所・性・年齢階級別の就業者数について、10年前（2010年、2012年、2014年）の就業者数と比較し、後者の数値を100として変化率（以下、「継続就業者率」）を算出する。これにより得られた3組の継続就業者率の平均値を算出し、直近公表値である2024年の年齢階級別の就業者数に乗じることで、2034年の就業歯科衛生士数（30歳以上）の推計値を算出する。（就業場所、年齢階級別に算出）

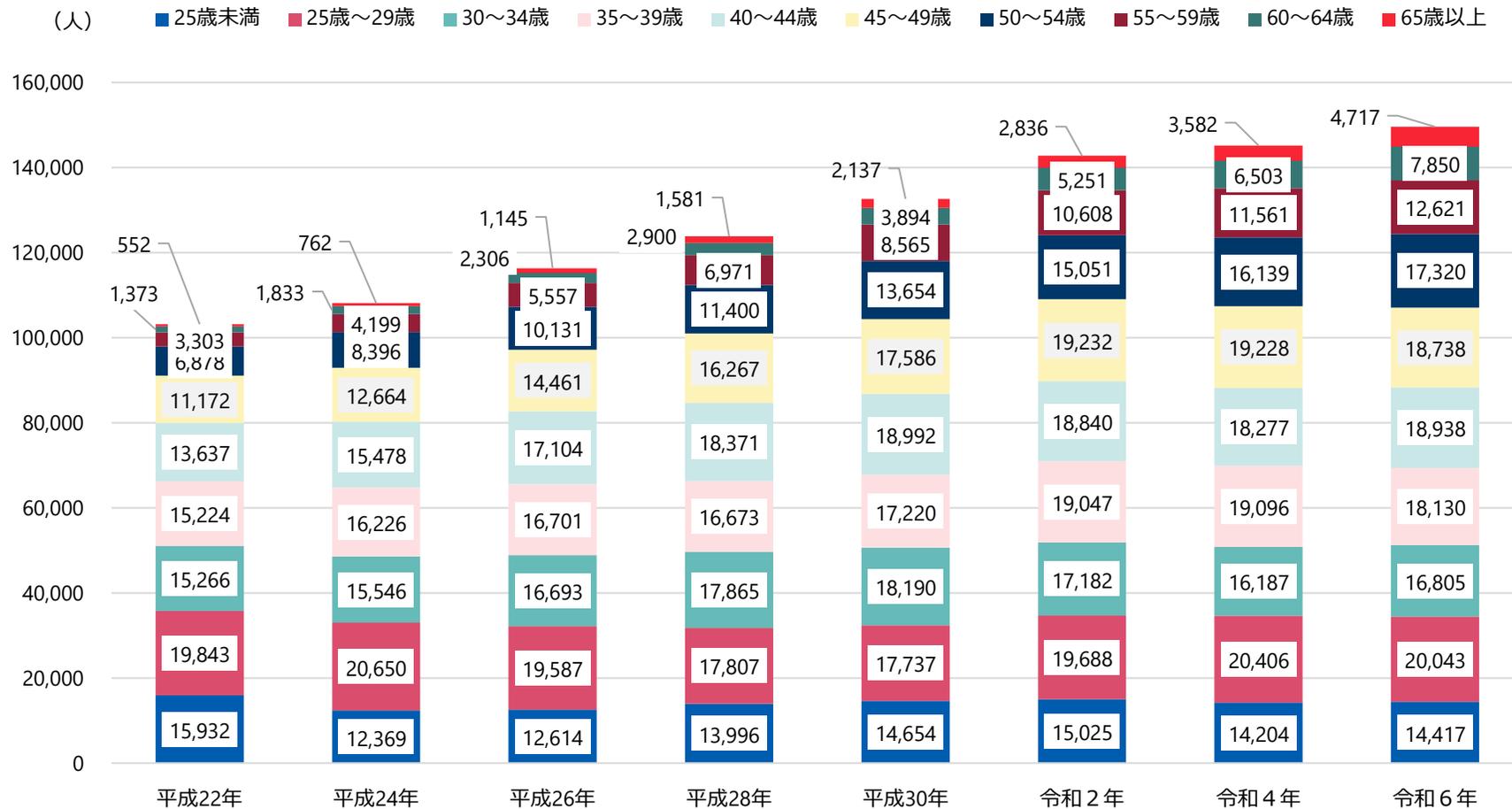
※ 2 就業者率 = 就業者数 ÷ 免許登録者数（年齢階級別に算出）

※ 3 新規参入者率 = 現役で歯科衛生士養成施設に入学し、国家試験合格年度の翌年度に22歳になる者の割合

就業歯科衛生士数（年齢階級別）の年次推移

※ 1 継続就業者率（就業場所・性・年齢階級別）関係

○ 就業歯科衛生士数は増加しており、近年、特に50歳以上の人数が増加している。



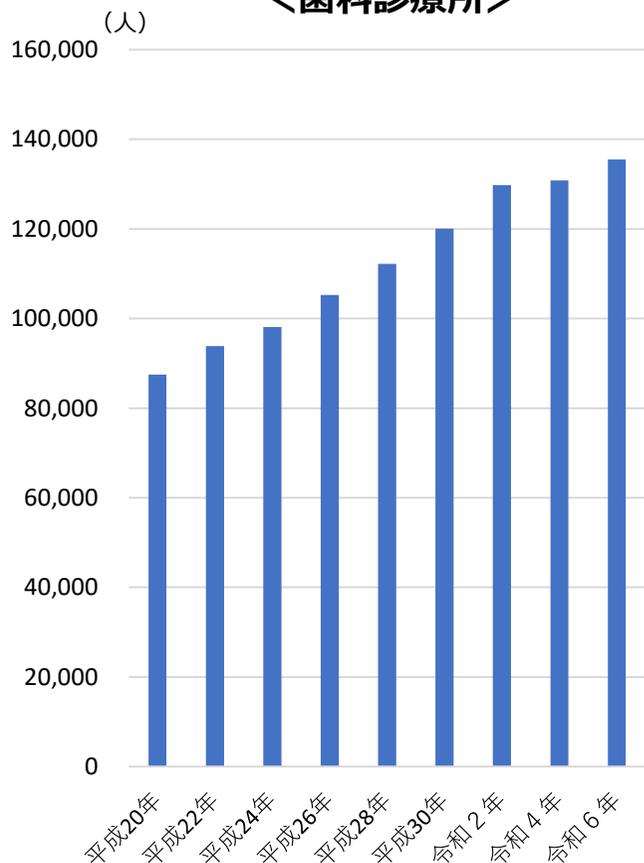
(出典：衛生行政報告例)

就業歯科衛生士数（就業場所別）の年次推移

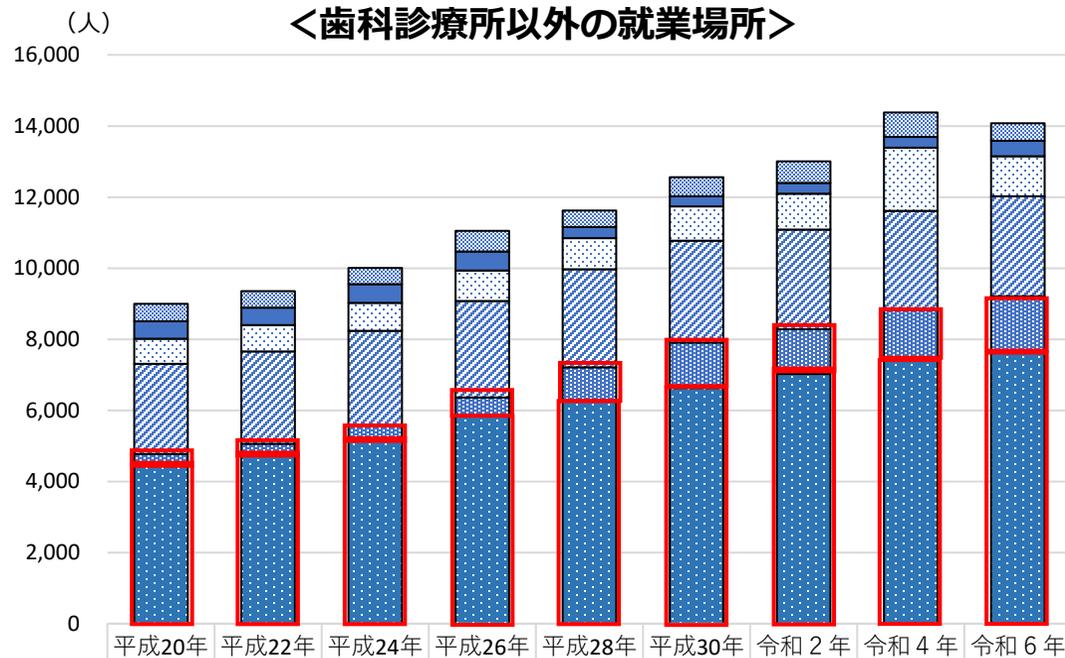
※1 継続就業者率（就業場所・性・年齢階級別）関係

- 就業歯科衛生士の約9割は歯科診療所に勤務しており、その数は増加傾向である。
- 歯科診療所以外の就業場所については、病院、介護老人保健施設等に勤務する就業歯科衛生士数が特に増加している。

<歯科診療所>



<歯科診療所以外の就業場所>



■ その他	488	464	459	585	462	538	607	683	496
■ 事業所	495	488	522	530	317	283	301	309	433
□ 歯科衛生士学校又は養成所	703	749	786	854	873	963	1,006	1,768	1,123
■ 都道府県、保健所等(※2)	2,533	2,593	2,664	2,718	2,754	2,866	2,801	2,785	2,820
■ 介護老人保健施設等(※1)	241	244	366	482	955	1,282	1,258	1,372	1,533
■ 病院	4,536	4,818	5,210	5,882	6,259	6,629	7,029	7,460	7,675

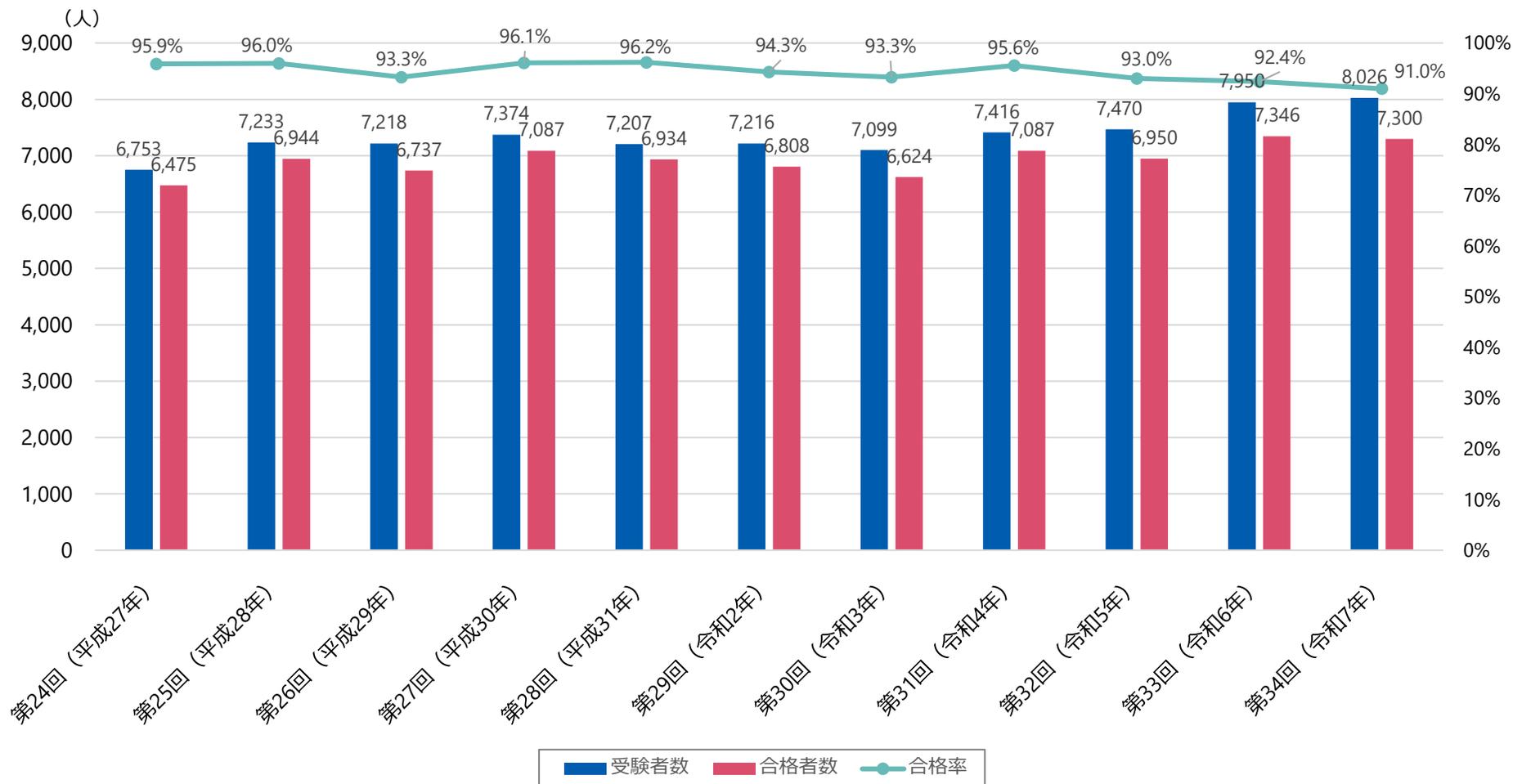
※1：平成26年までは「介護老人保健施設」、平成28年は「介護老人保健施設」「特別養護老人ホーム」「居宅介護支援事業所」「介護保険施設等(その他)」の合計、平成30年以降は「介護老人保健施設」「介護医療院」「特別養護老人ホーム」「居宅介護支援事業所」「介護保険施設等(その他)」の合計。

※2：平成26年までは「保健所」「市町村」の合計。平成28年以降は、「保健所」「都道府県」「市区町村」の合計。

歯科衛生士国家試験の合格者数等について

②新規参入者の推計値 関係

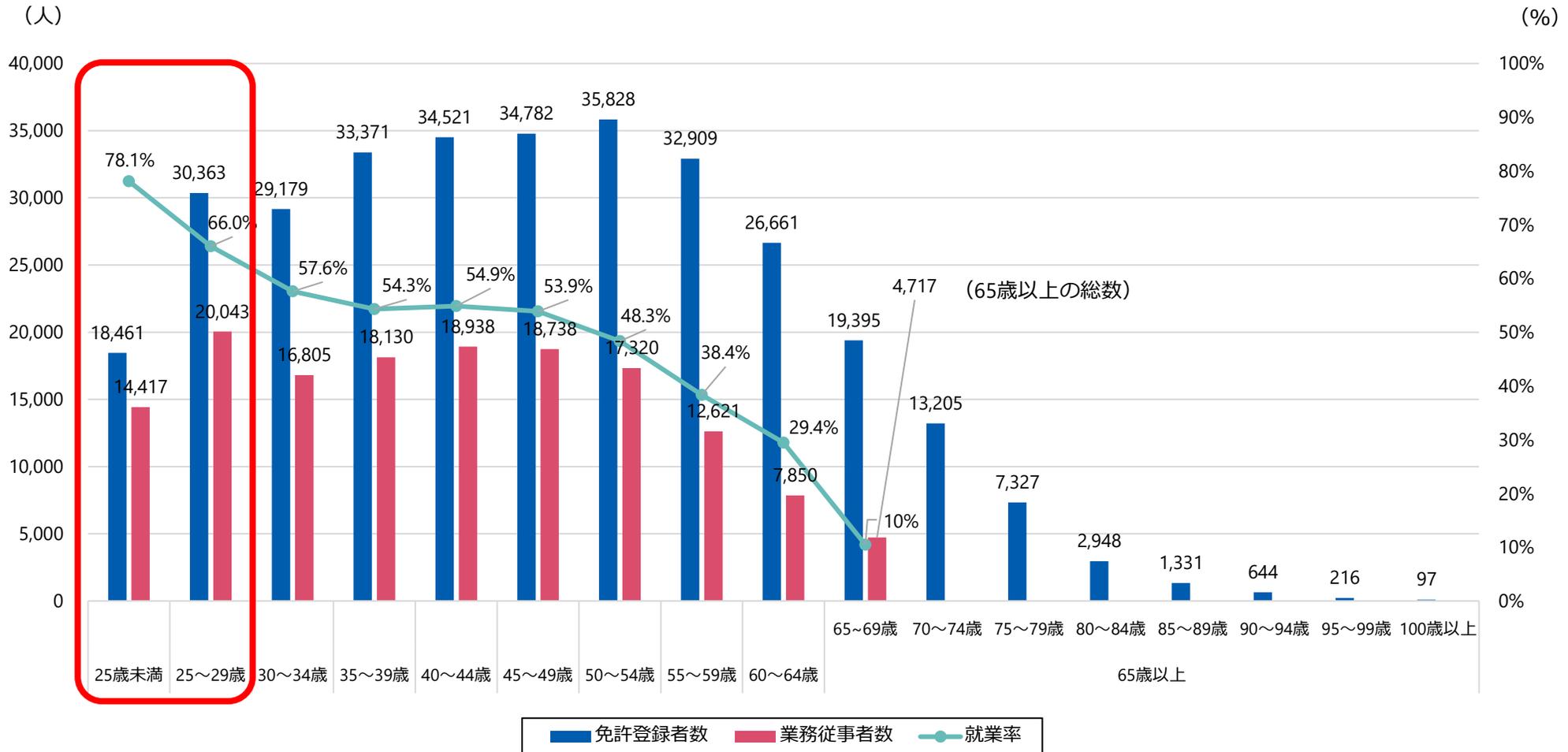
- 国家試験の合格者数は、平成27年度には6,475人であったが、直近の令和6年度では7,300人となっている。



歯科衛生士免許登録者数と就業者数（年齢階級別）

※ 2 就業者率関係

- 令和6年における年齢階級別の歯科衛生士免許登録者数と就業者数は、免許登録者数は50～54歳が最も多いが業務従事者数は25～29歳が最も多く、年齢階級が上がるにつれて就業率は低下している。
- 免許取得直後の25歳未満の就業率は78.1%であるが、25～29歳で66.0%に下がり、30歳代で5割弱になっている。



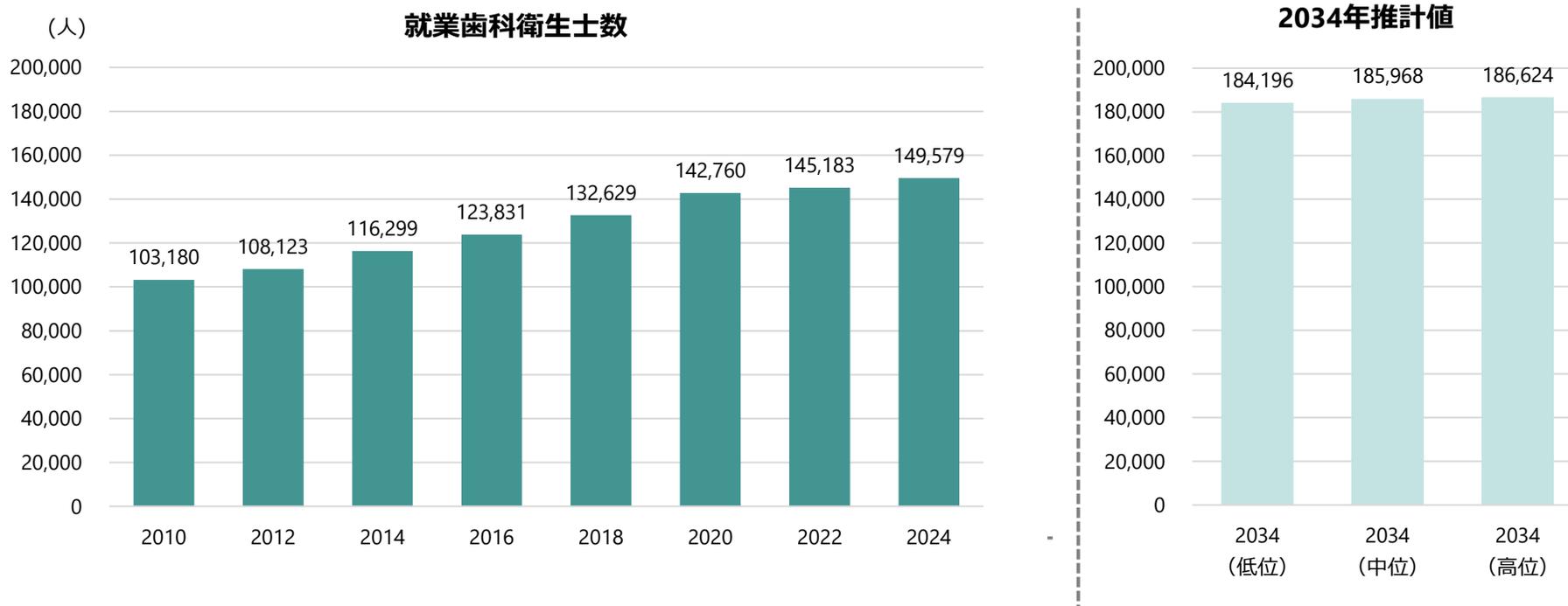
（出典：衛生行政報告例、歯科医療振興財団調べ、いずれも令和6年12月時点）

就業歯科衛生士の供給推計

- 就業歯科衛生士の供給推計について、供給推計の考え方（案）を基に、3パターンの方法で推計を行った場合、就業歯科衛生士数は2034年に約18万4千人～18万6千人になると推計された。

＜就業歯科衛生士の供給推計方法＞（※近年の就業者数等のトレンドがこのまま続くと仮定）

$$10\text{年後の就業歯科衛生士の供給推計} = (\text{直近の就業歯科衛生士数} \times \text{継続就業者率 (就業場所・性・年齢階級別)} \times 1) + (\text{新規参入者の推計値} \times \text{就業者率} \times 2 \times \text{現役新規参入者率} \times 3)$$



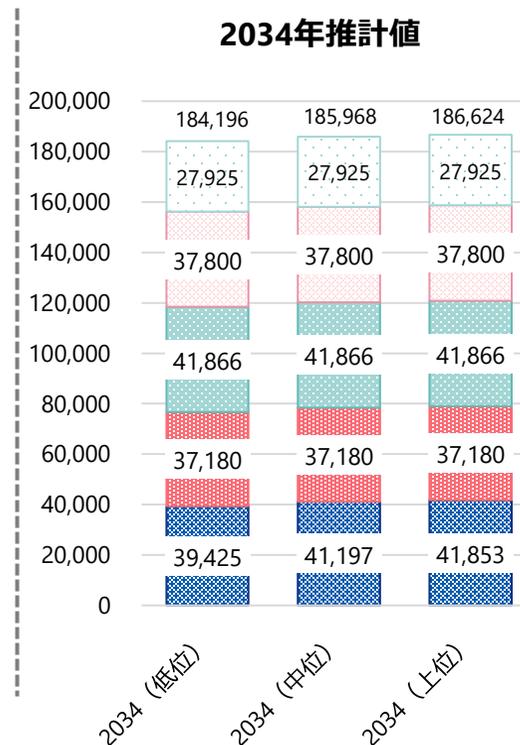
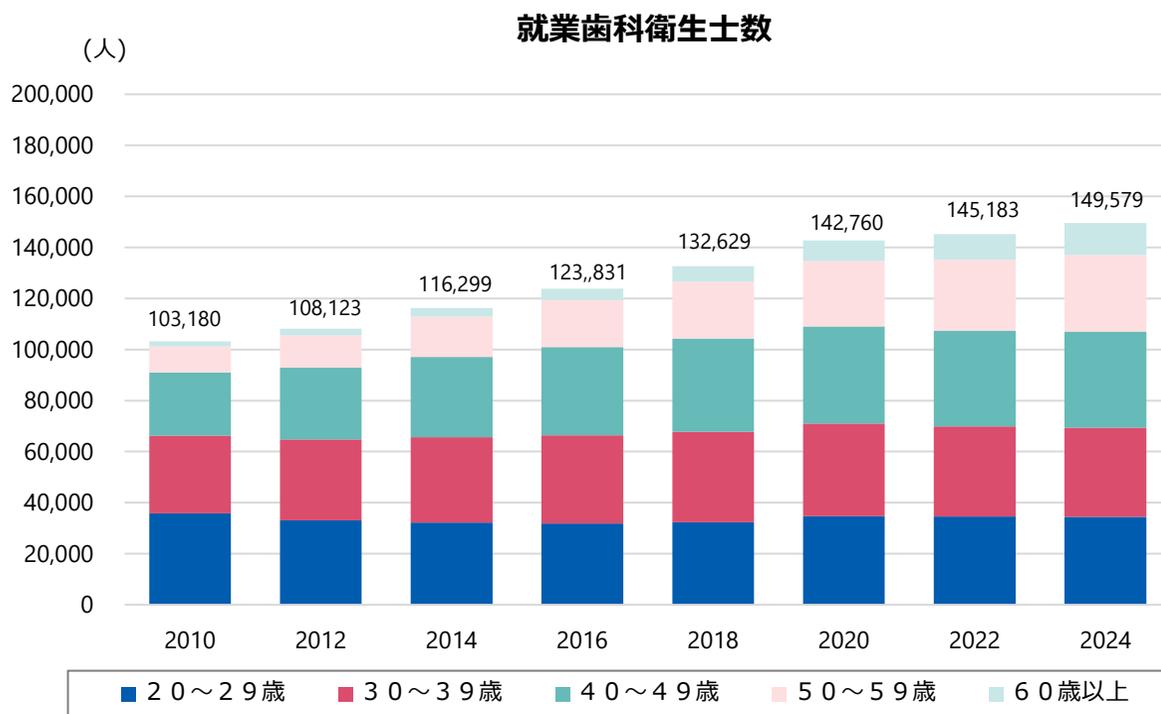
（出典：衛生行政報告例）

低位推計：新規参入者の推計値を18歳人口の将来推計値同様の傾向と仮定し、就業者率及び現役新規参入者率を乗じて推計
 中位推計：新規参入者の推計値を現状維持と仮定し、就業者率及び現役新規参入者率を乗じて推計
 高位推計：新規参入者の推計値を直線回帰で推計し、就業者率及び現役新規参入者率を乗じて推計

就業歯科衛生士の供給推計（年齢階級別）

- 就業歯科衛生士の供給推計について年齢階級別にみると、2034年の就業歯科衛生士数推計値約18万人のうち、50歳代が約20%、60歳以上の割合が約15%と推計された。

<就業歯科衛生士の供給推計方法>（※近年の就業者数等のトレンドがこのまま続くと仮定）
 10年後の就業歯科衛生士の供給推計 = (直近の就業歯科衛生士数 × 継続就業者率（就業場所・性・年齢階級別）※1）
 +（新規参入者の推計値 × 就業者率※2 × 現役新規参入者率※3）



低位推計：新規参入者の推計値を18歳人口の将来推計値同様の傾向と仮定し、就業者率及び現役新規参入者率を乗じて推計
 中位推計：新規参入者の推計値を現状維持と仮定し、就業者率及び現役新規参入者率を乗じて推計
 高位推計：新規参入者の推計値を直線回帰で推計し、就業者率及び現役新規参入者率を乗じて推計

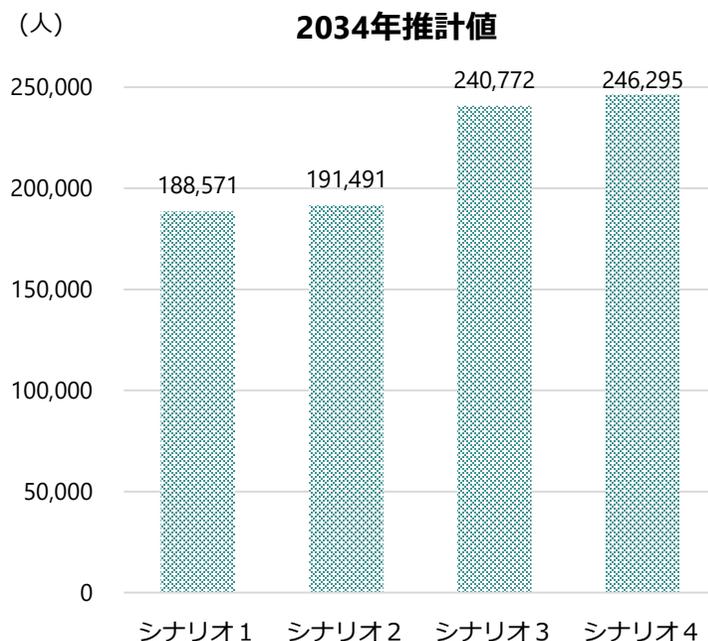
就業歯科衛生士の供給推計（就業者率向上を加味した推計）

○ 就業歯科衛生士の供給推計について、ベースとなる推計では就業者率に直近値（令和6年）を用いているが、今後、離職防止対策等を推進することで就業者率が向上すると考えられることから、次の仮定で推計を行ったところ、就業歯科衛生士数は2034年に約18万8千人～約24万6千人になると推計された。

- 20歳代の就業者率が75%（シナリオ1）又は80%（シナリオ2）に向上すると仮定
- 30歳～50歳代の就業者数が1.37倍（就業者率が70%に向上）になると仮定（シナリオ3）
- 20歳代の就業者率が80%かつ30歳～50歳代の就業者数率が1.37倍になると仮定（シナリオ4）



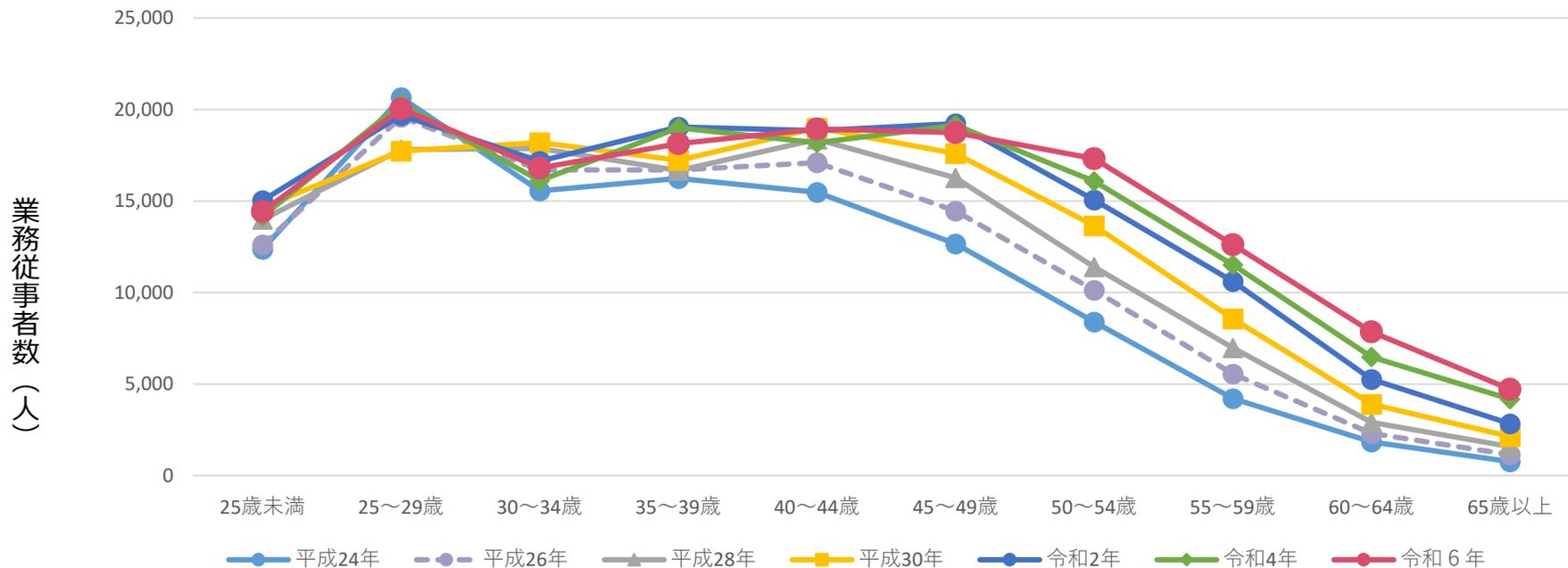
（出典：衛生行政報告例）



- シナリオ1：20歳代の就業者率が75%になると仮定
シナリオ2：20歳代の就業者率が80%になると仮定
シナリオ3：30歳～50歳代の就業者数が1.37倍になると仮定
シナリオ4：20歳代の就業者率が80%になるとともに、30歳～50歳代の就業者率が1.37倍になると仮定

就業歯科衛生士数（年齢階級別）の年次推移

- 年齢階級別の就業歯科衛生士数をみると、30代前半で就業者数が下がる傾向となっている。
- 年次推移をみると、近年は、30代後半以降の就業者数が増加傾向である。

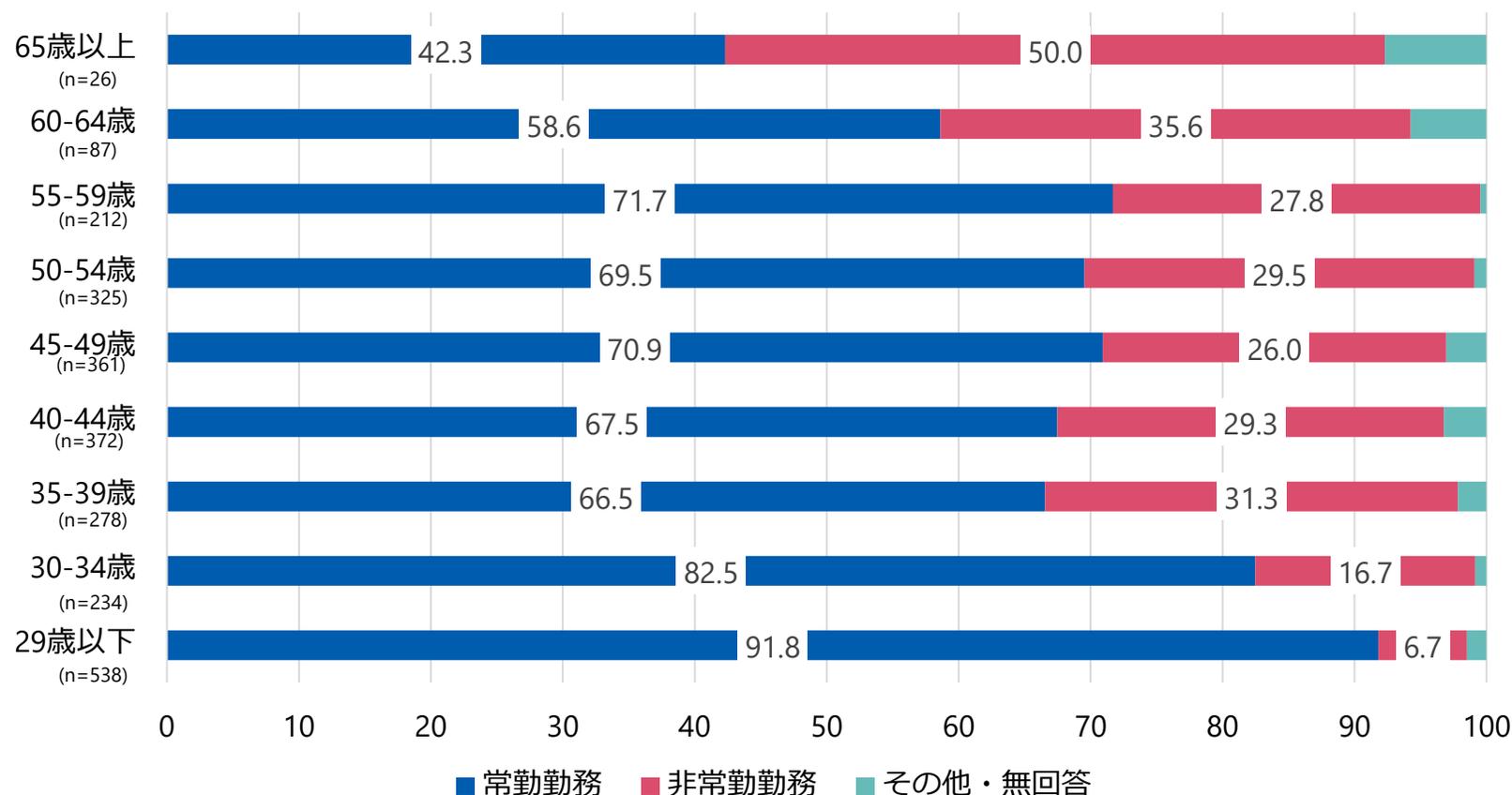


年齢	25歳未満	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	業務従事者数合計
平成24年	12,369	20,650	15,546	16,226	15,478	12,664	8,396	4,199	1,833	762	108,123
平成26年	12,614	19,587	16,693	16,701	17,104	14,461	10,131	5,557	2,306	1,145	116,299
平成28年	13,996	17,807	17,865	16,673	18,371	16,267	11,400	6,971	2,900	1,581	123,831
平成30年	14,654	17,737	18,190	17,220	18,992	17,586	13,654	8,565	3,894	2,137	132,629
令和2年	15,025	19,688	17,182	19,047	18,840	19,232	15,051	10,608	5,251	2,836	142,760
令和4年	14,165	20,318	16,108	18,998	18,186	19,142	16,082	11,523	6,485	4,176	145,183
令和6年	14,165	20,318	16,108	18,130	18,938	18,738	17,320	12,621	7,850	4,717	149,579

(出典：衛生行政報告例)

歯科衛生士の就業形態（年齢階級別、常勤・非常勤の割合）

○ 29歳以下では常勤の割合が91.8%であるが、35歳～59歳では約3割が非常勤となっている。



調査対象：全国の病院歯科・歯科診療所に従事する歯科衛生士
回答数：2,438名
調査期間：令和7年3月3日～令和7年4月25日
調査方法：郵送にてアンケート調査票を送付

- 1 . 歯科衛生士の供給推計
- 2 . 歯科衛生士の需要推計
- 3 . 議論の整理

本日の論点② 歯科衛生士の必要数について

(4) 歯科衛生士の需要推計について (案) (医療分野)

令和7年
7月30日

第3回歯科衛生士の業務の
あり方等に関する検討会

資料2

推計方法 (医療分野) (案)

① 他の職種における需要推計の考え方を参考にしつつ、どのような方法が考えられるか。

(参考) 他の職種における医療分野の需要推計の考え方の一部を抜粋

- ・ 将来の医療需要
- ・ 医療需要あたり職員数

② 歯科衛生士の従事先の約9割は歯科診療所であるが、病院に勤務する歯科衛生士の需要推計についてどう考えるか。

③ 将来の歯科医療需要を推計に用いる場合、その歯科医療需要について、どのように考えるか。
また、歯科医師の需給推計と同様に、以下の観点をどのように考えるか。

- ・ 近年の歯科疾患の罹患状況等も踏まえた受療率の予測
- ・ 2040年に向けて在宅医療のニーズが増加することを踏まえた在宅歯科医療や入院患者への口腔管理のニーズの予測
- ・ 国民の口腔衛生状態の改善や歯科保健に関する行動の変化等を含む、その他考慮が必要な事項

④ 歯科医療需要の推計に際しては、NDB等も活用してはどうか。

⑤ 歯科衛生士の勤務形態として非常勤が一定数いることから、歯科衛生士の需要推計においては、実労働時間に幅を持たせた推計を行うこととしてはどうか。

本日の論点② 歯科衛生士の必要数について

(5) 歯科衛生士の需要推計について(案) (介護分野、その他の分野)

推計方法(介護分野、その他の分野)(案)

- ① 歯科診療所からの訪問歯科衛生指導又は居宅療養管理指導として行われる歯科衛生士による歯科保健指導等を行う患者数については、歯科診療所の患者数に含まれると考えられる。
- ② 一方で、介護保健施設等に勤務する歯科衛生士数が増加する中で、その需要推計について、どのように考えるか。
- ③ その他の分野として、衛生行政報告例では、保健所、都道府県、市区町村、学校養成所、事業所、その他に分類して集計されているが、これらの各分野で業務に従事する歯科衛生士の需要推計について、どのように考えるか。

衛生行政報告例における 施設類型	就業歯科衛生士数 (令和4年)
保健所	707
都道府県	91
市区町村	1,987
歯科衛生士学校又は養成所	1,768
事業所	309
その他	683

歯科衛生士の需要推計に関する意見

- 歯科衛生士の必要数は、歯科医師の必要数が見えてこない、実際に必要な歯科衛生士数は見えてこないような気もする。診療所にはこれだけの歯科衛生士がいるんだという考え方でいくのか、それとも、歯科医師がいないと歯科衛生士が行動できないというのも現実なので、その辺をどう考えるか。
- 介護のほうで、介護医療院、老健施設、特養、これを全部合わせるとおおよそ100万床あり、介護保健施設のほうは、70床に1人の配置をしたとすると、100万床で70床に1人という、おおよそ1万5,000人の歯科衛生士が必要。令和6年の介護保険改正で、介護保険施設には口腔の評価が義務付けになり、更に歯科衛生士が必要になると考えられる。
- 歯科衛生士の必要数を考える場合は、歯科医療提供体制の問題、歯科医師数をどのようにするか、また歯科衛生士の業務をどうするかということが非常に影響。
- 需給の考え方で、医療分野、介護分野、その他の分野の3分野に分けたアプローチはどうかという点については、歯科衛生士の業務は、今のところ圧倒的に医療分野が大きい。あと、訪問歯科衛生指導は、歯科診療所の患者数の中にも包含されますので、やはりウエイトとしては、医療分野にかなりの注力をしたほうがいいのではないかな。
- 歯科診療所の在り方と、病院歯科のあり方はかなり違うということで計算方法も違うのではないかな。病院の場合は、どこまでいっても病床単位で考えるので、その点は留意すべき。歯科診療所の場合はそうではないので、医療分野としても2つには分けないといけないのではないかな。
- 需給分析での追加的増加が認められる項目をどういうふうに置くかということが問題。

就業歯科衛生士の需要推計の考え方（案）

- 次のような考え方で議論のベースとなる歯科衛生士の需要推計を算出する。

<考え方（案）>

- 歯科衛生士の需要の推計にあたって、まず、「将来の歯科医療需要（推計患者数）」に「患者1人当たりの歯科医師数」を乗じることで、将来の歯科医療需要に必要な歯科医師数の需要推計を算出する。
- 「歯科医師1人当たりの歯科衛生士数」を算出し、2035年の歯科医師1人当たりの歯科衛生士数が2024年と同程度と仮定し、「将来の歯科医療需要（推計患者数）×患者1人当たりの歯科医師数」に乗じた数を、将来の歯科診療所に就業する歯科衛生士の需要推計として算出する。

将来の歯科衛生士の需要推計

$$\begin{aligned} &= \text{将来の歯科医療需要（推計患者数）} \times 1 \times \text{患者1人当たりの歯科医師数} \times 2 \\ &\quad \times \text{歯科医師1人当たりの歯科衛生士数} \times 3 \end{aligned}$$

※1 将来の歯科医療需要（推計患者数）

- ① 近年の歯科診療所の患者数（年齢階級別）を人口で除して、「歯科診療所患者数／人口」を算出
- ② ①で算出した「歯科診療所患者数／人口」からその推移（変化率）を算出
- ③ 将来の人口構成の推移と②で算出した「歯科診療所患者数／人口」の変化率から推計患者数を算出

※2 患者1人当たりの歯科医師数

歯科診療所の患者数を診療所に従事している歯科医師数で除して算出

※3 歯科医師1人当たりの歯科衛生士数

歯科衛生士が勤務する歯科診療所について、歯科医師一人あたりの歯科衛生士数を算出（「常勤・非常勤の歯科衛生士数／常勤の歯科医師数」で算出）

なお、病院や介護老人保健施設、行政等に勤務する歯科衛生士数について今回は定数と仮定する。

1日当たりの歯科診療所将来推計患者数の暫定値について

2025/12/19時点暫定値

※ 1 将来の歯科医療需要（推計患者数） 関連

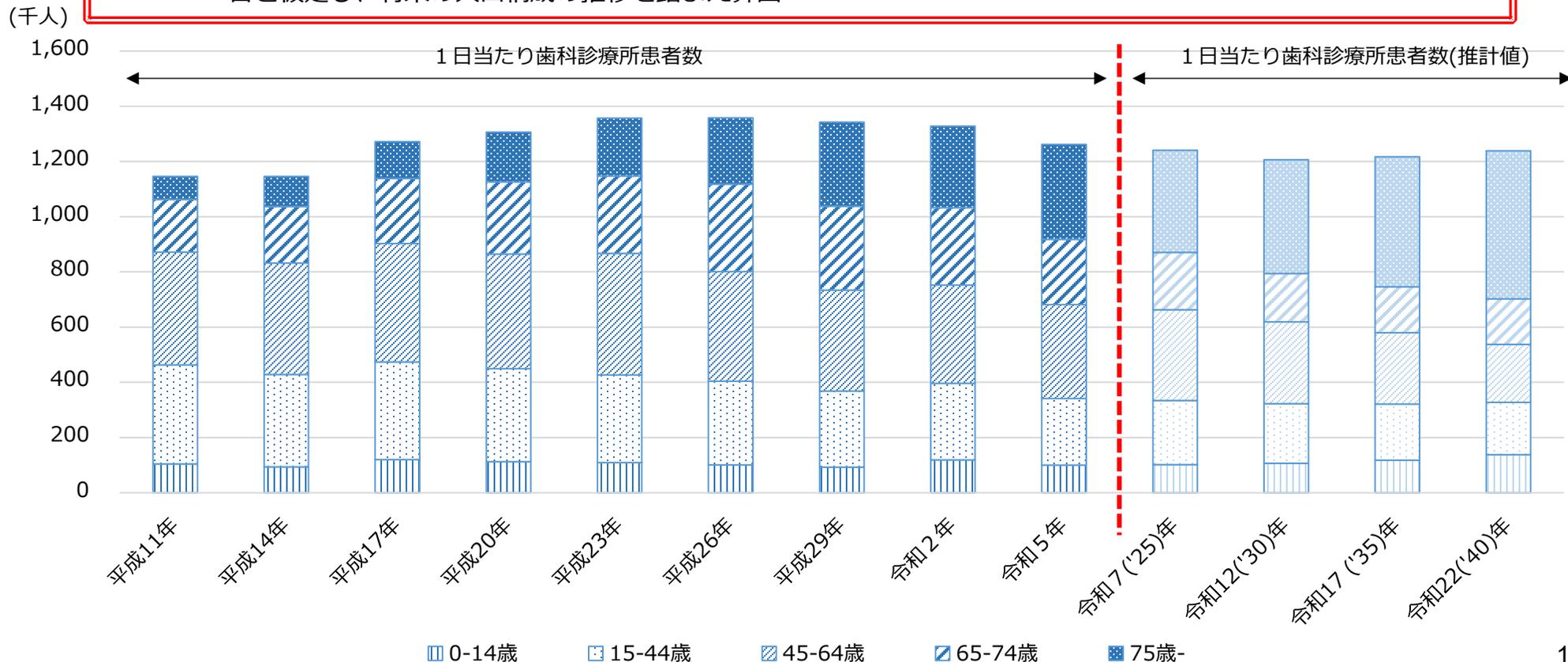
令和7年
12月19日

第5回歯科医師の適切な配置等に関するワーキンググループ

資料1
(改)

- 歯科診療所従事歯科医師の必要数（需要推計）の議論のベースとする推計方法（案）を踏まえ、算出した「1日当たりの歯科診療所将来推計患者数」の暫定値は、2030年以降は横ばいとなるが、2040年に微増傾向になる。
- また、0～14歳が微増傾向、75歳以上が増加傾向にある一方、45～64歳や65～74歳は減少傾向になる。

【注】 本暫定値は、歯科診療所従事歯科医師の必要数（需要推計）の議論のベースとする推計方法（案）を踏まえ算出。
○ 「将来の歯科医療需要（推計患者数）」については、平成29年、令和2年、令和5年の3か年の歯科診療所患者数より、「歯科診療所患者数／人口」を算出し、これからの議論のベースとするため、その変化率が続いた場合と仮定し、将来の人口構成の推移を踏まえ算出



歯科衛生士が勤務する歯科診療所における歯科医師 1 人当たり歯科衛生士数 及び歯科衛生士の需要推計

※ 3 歯科医師1人当たりの歯科衛生士数

- 歯科衛生士が勤務する歯科診療所について、歯科医師一人あたりの歯科衛生士数は令和 5 年で1.99であった。
- 就業歯科衛生士の需要推計について、需要推計の考え方（案）により推計を行った場合、2035年に約18万 7 千人が必要になると推計された。

◆ 歯科衛生士が勤務している歯科診療所（47,665施設）の歯科医師数、歯科衛生士数

常勤 歯科医師数	常勤・非常勤 歯科衛生士数	歯科医師 1 名に対する (常勤・非常勤) 歯科衛生士数
67,521人	134,110.3人	1.99人

(出典：令和 5 年医療施設調査（特別集計）)

<2035年の歯科衛生士の必要数（需要推計）>

【需要推計の考え方（案）】

将来の歯科衛生士の需要推計

$$= \text{将来の歯科医療需要（推計患者数）} \times \text{患者 1 人当たりの歯科医師数} \times \text{歯科医師 1 人当たりの歯科衛生士数}$$

※1 × ※2 × ※3

需要推計

187,606人

参考

歯科衛生士の業務

予防処置

- 人が歯を失う原因の90%が「むし歯」と「歯周病」である。
- 歯・口腔の疾患を予防する処置として、「フッ化物塗布」等の薬物塗布、歯垢（プラーク）や歯石など、口腔内の汚れを専門的に除去する「機械的歯面清掃」などを実施する。
- 歯科衛生士は、このような歯科予防処置の専門家である。



歯科診療の補助

- 歯科衛生士は歯科医師の診療を補助するとともに、歯科医師の指示を受けて歯科治療の一部を担当するなど、歯科医師との協働で患者さんの診療にあたる。
- 歯科診療補助の範囲は多岐にわたり、歯科診療を円滑に行うために大切な役割を果たしている。また、歯科医師と患者さんとのコミュニケーションに配慮し、信頼関係にもとづく心優しい歯科医療を行うためにも、歯科衛生士の役割が期待されている。



手術室での協働・補助



歯科医師との協働・補助

歯科保健指導

- むし歯や歯周病は生活習慣病。そのため、正しい生活習慣やセルフケアを実行するための専門的な支援（指導）が不可欠。
- 歯科保健指導は、幼児期から高年期までの各ライフステージにおいて、また、健康な人、病気や障害のある人など、すべての人に必要な支援。
- 歯磨き指導を中心とした歯口清掃法の指導は、セルフケアのスキルアップを専門的に支援する大切な仕事。
- 寝たきり者や要介護者等に対する訪問口腔ケアも重視されている。
- 最近では、食べ物の食べ方や噛み方を通じた食育支援、高齢者や要介護者の咀嚼や飲み込み力を強くする摂食・嚥下機能訓練も新たな歯科保健指導の分野として注目されている。



訪問口腔ケア（居宅）

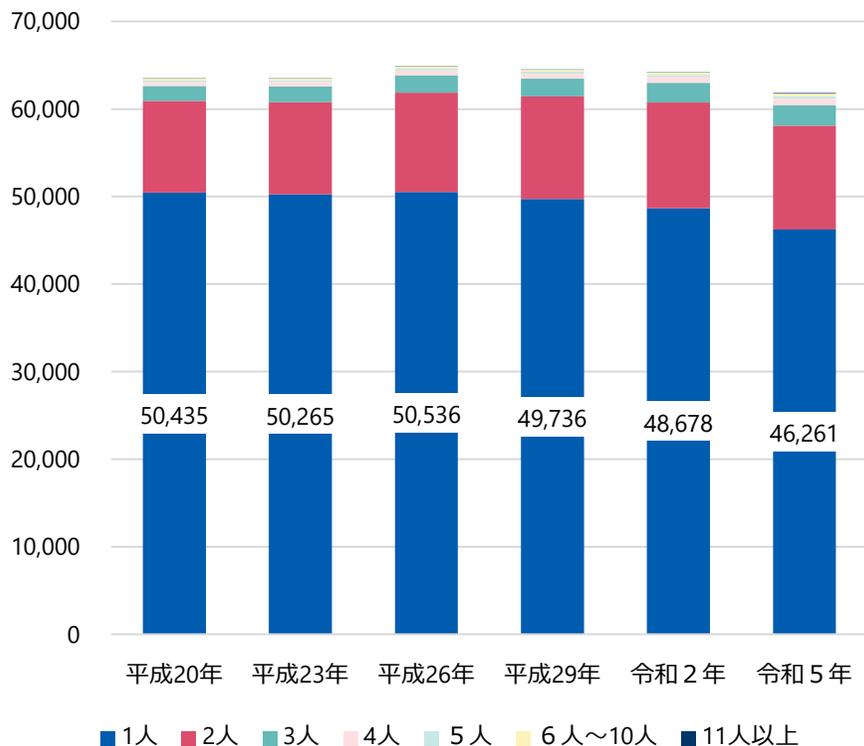


小学校で歯科保健指導

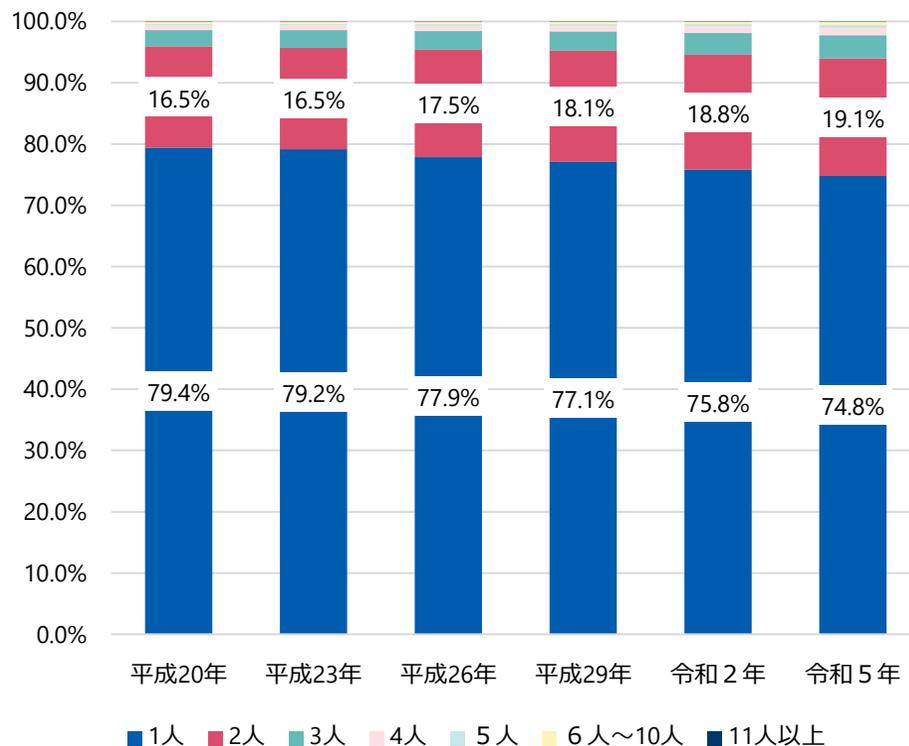
歯科診療所数の年次推移（歯科医師数別）

- 歯科医師数別に歯科診療所数をみると、1人の歯科診療所が最も多く、令和5年で74.8%である。
- 歯科医師が1人の歯科診療所の数及び割合は、経年的に減少している。

＜歯科医師数別歯科診療所数＞



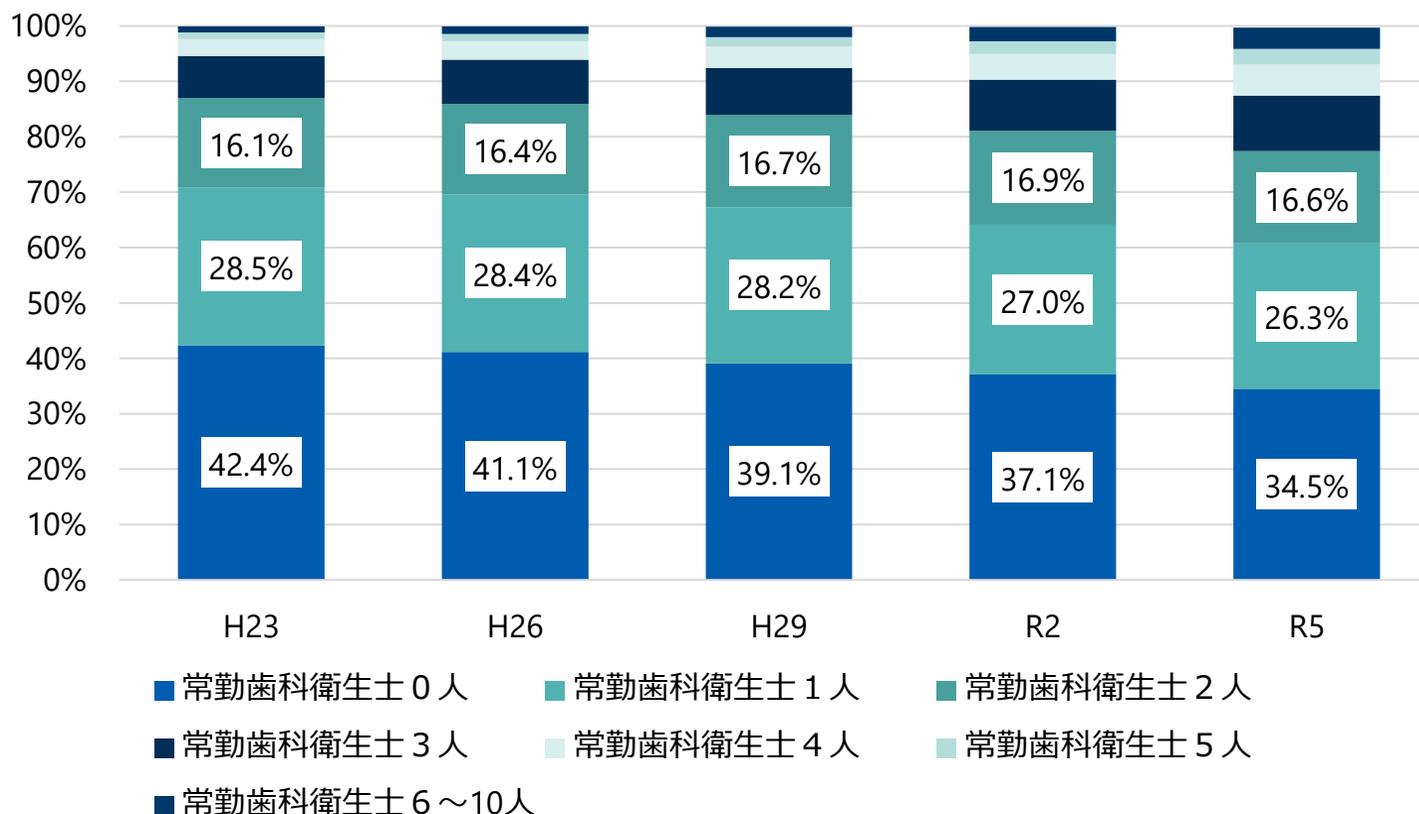
＜歯科医師数別歯科診療所の割合＞



注：歯科医師の従事者数階級のうち、常勤の歯科医師0人または空欄の施設については集計から除いている。

歯科診療所に勤務する歯科衛生士数の推移

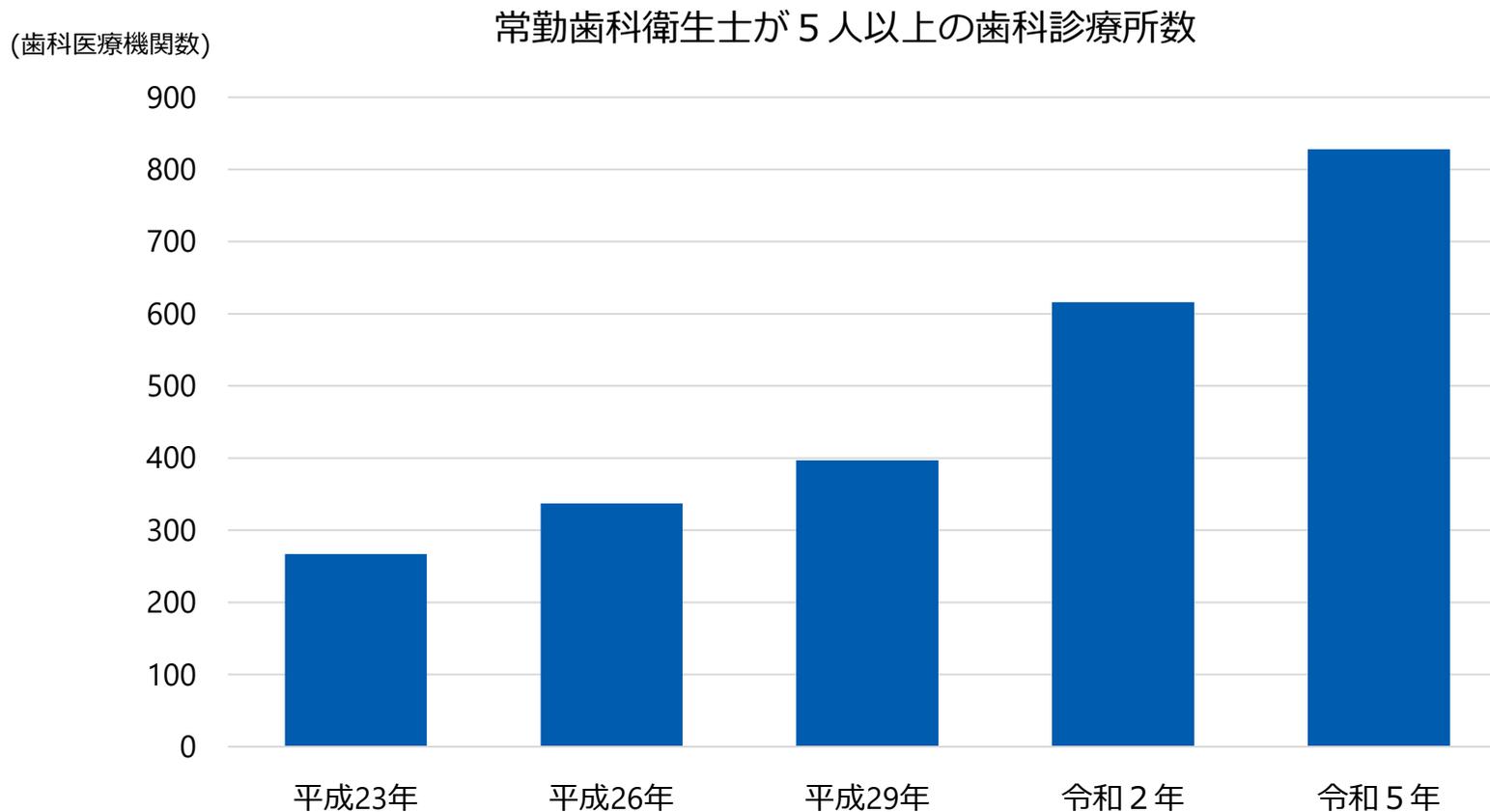
- 歯科診療所に勤務する常勤歯科衛生士数別の歯科診療所の割合をみると、常勤歯科衛生士0人の歯科診療所の割合が最も多いが、平成23年の42.4%から令和5年では34.5%と減少傾向となっている。



- 注：1) 歯科医師の従事者数階級のうち、常勤の歯科医師0人または空欄の施設については集計から除いている。
 2) 従事者数0人の階級には、その職種の従事者数が空欄であった施設数を含む。

1 歯科診療所あたりの常勤歯科衛生士数の推移

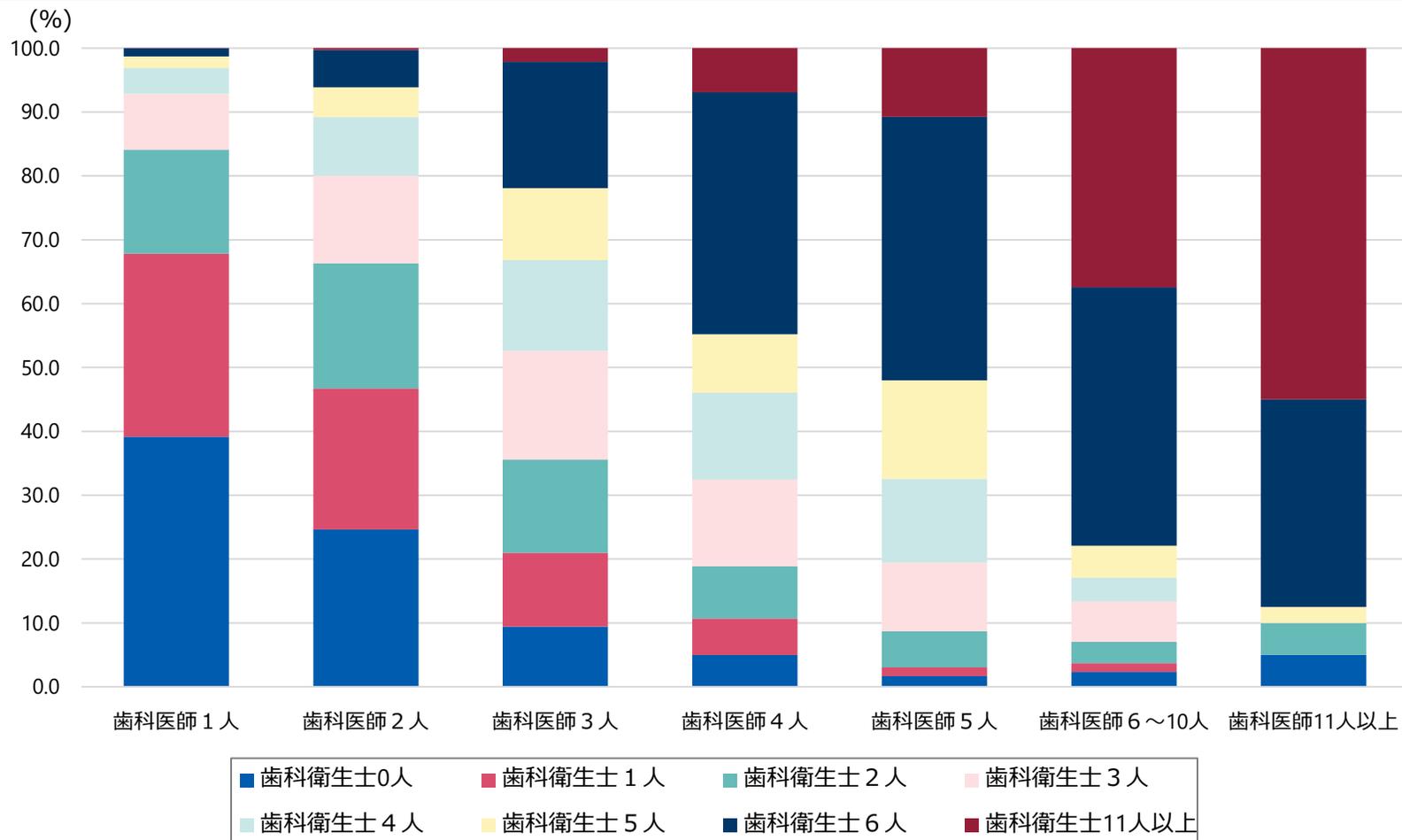
- 歯科医師1名の歯科診療所において、常勤歯科衛生士を5人以上雇ってる歯科診療所は増加傾向にある。



- 注：1) 歯科医師の従事者数階級のうち、常勤の歯科医師0人または空欄の施設については集計から除いている。
2) 従事者数0人の階級には、その職種の従事者数が空欄であった施設数を含む。

常勤歯科医師数別にみた常勤歯科衛生士数

○ 常勤の歯科医師数別に常勤歯科衛生士数をみると、常勤歯科医師が多い歯科診療所ほど、常勤の歯科衛生士も多い傾向がある。

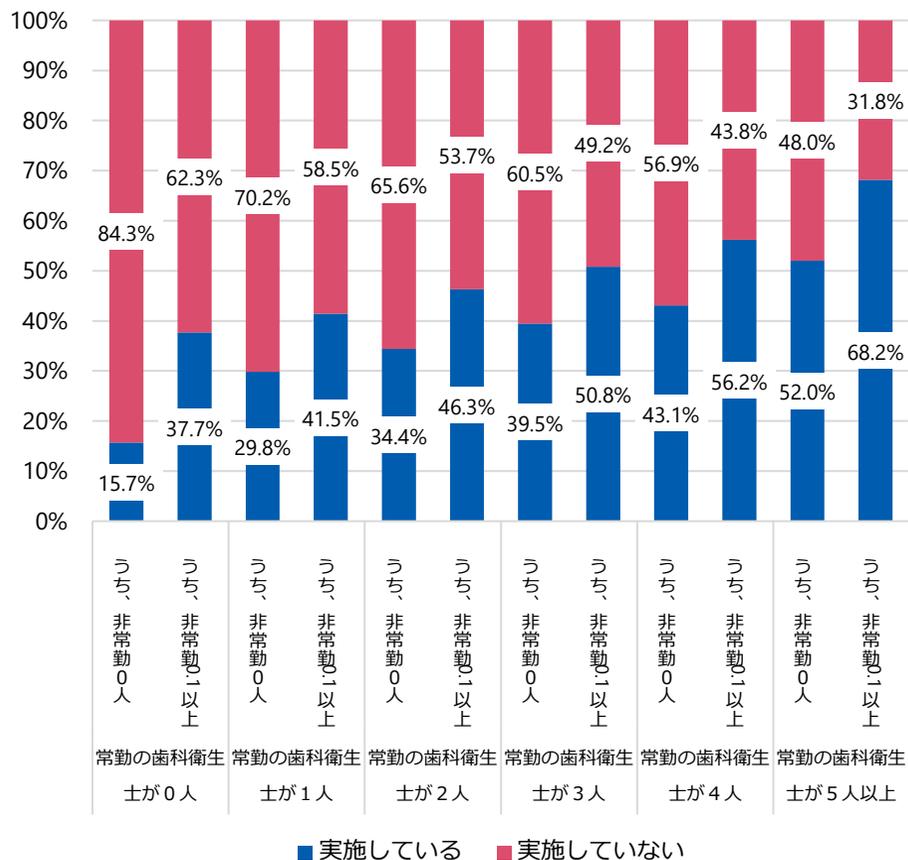


注：1) 歯科医師の従事者数階級のうち、常勤の歯科医師0人または空欄の施設については集計から除いている。
 2) 従事者数0人の階級には、その職種の従事者数が空欄であった施設数を含む。

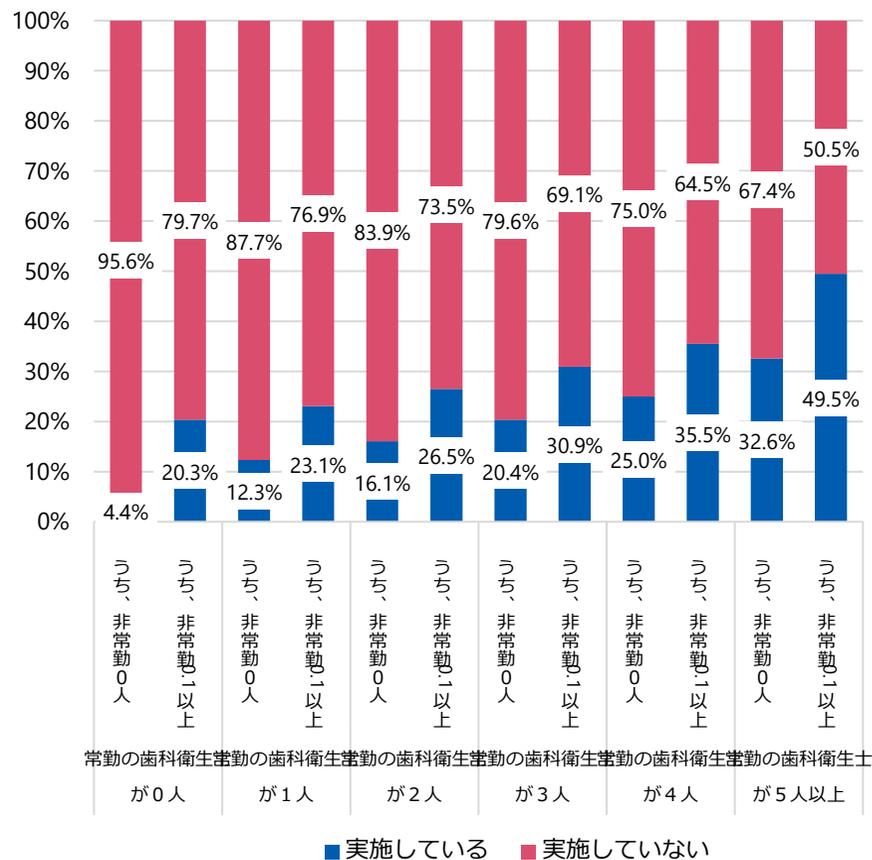
歯科衛生士数別の在宅医療サービスの実施状況

- 歯科衛生士が常勤・非常勤ともに0人の歯科診療所では、「実施していない」の割合が84.3%であった。歯科衛生士が勤務する人数が多いほど、「実施している」割合が大きくなる。
- 歯科衛生士が常勤・非常勤ともに0人の歯科診療所では、「実施していない」の割合が95.6%であった。歯科衛生士が勤務する人数が多いほど、「実施している」割合が大きくなる。

<在宅医療サービス（医療保険）の実施状況>



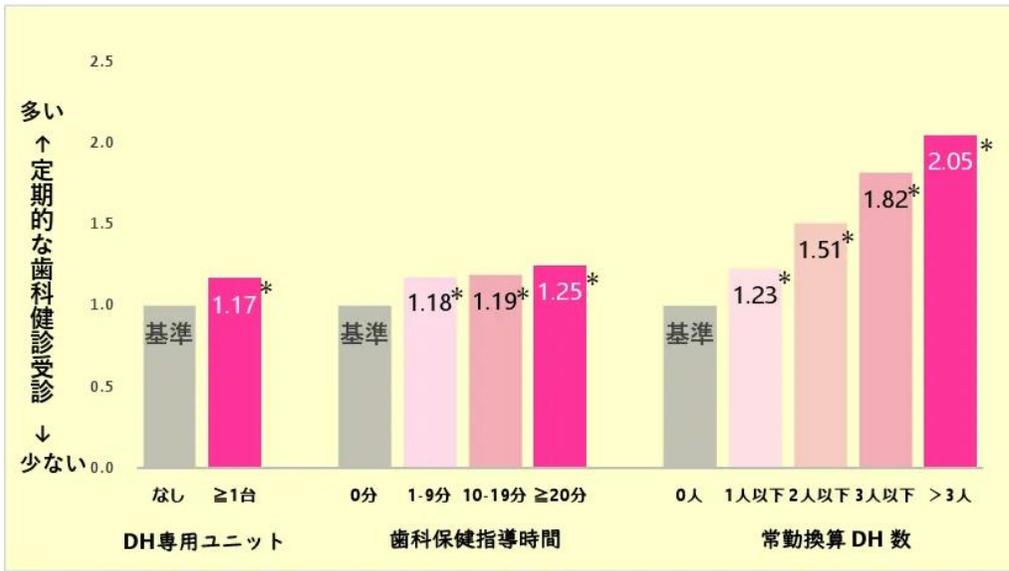
<在宅医療サービス（介護保険）の実施状況>



歯科衛生士の配置等と歯科医療提供の関連

- 歯科衛生士数と定期的な歯科健診受診には関連が認められ、歯科衛生士が3名以上配置された歯科診療所では、定期健診を受診する患者の割合が大きいという報告がある。

＜定期的な歯科健診受診と歯科衛生士関連要因との関連＞



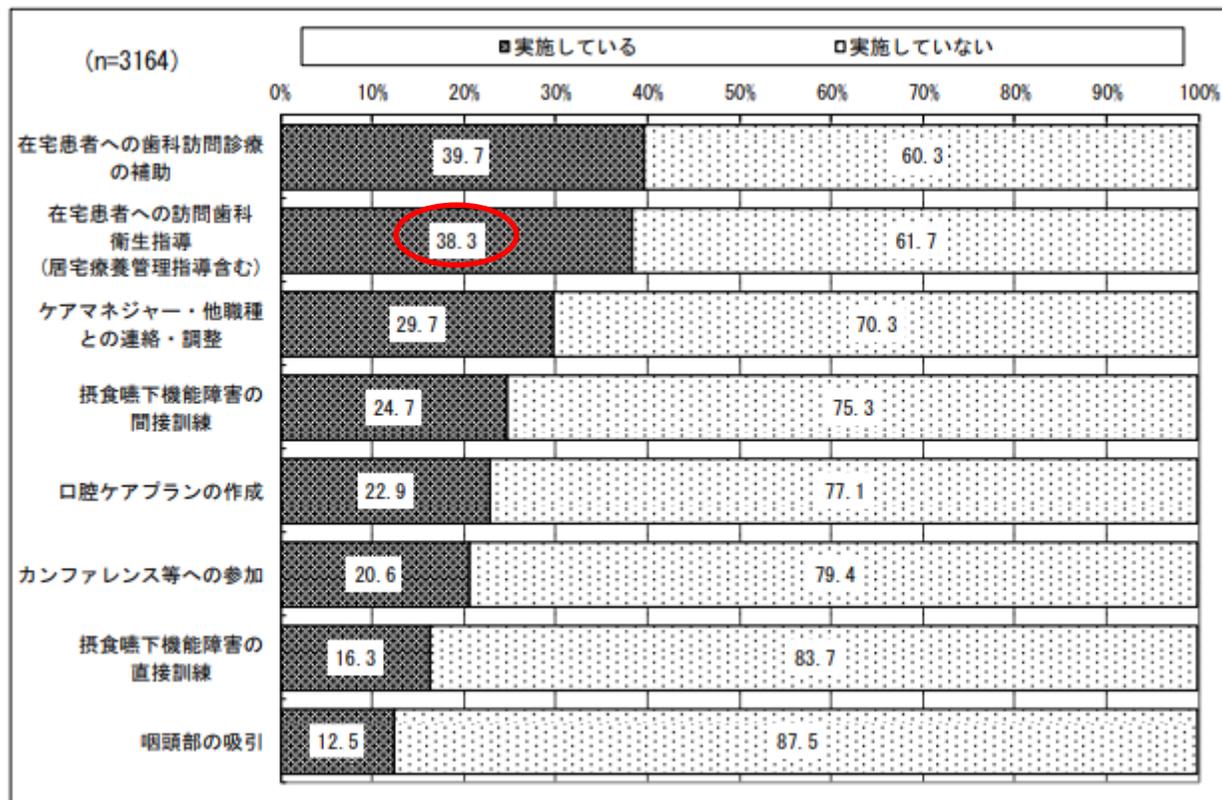
＜歯科受診理由と歯科衛生士との関連要因＞

	治療 7,651人(63.0%)		定期健診受診 4,488人(37.0%)	
	人数	%	人数	%
歯科衛生士(DH)専用ユニット				
なし	5,921	65.6	3,102	34.4
1台以上	1,730	55.5	1,386	44.5
歯科保健指導時間				
0分	1,510	71.9	590	28.1
1-9分	2,531	63.1	1,483	37.0
10-19分	2,394	60.7	1,553	39.3
20分以上	1,217	58.5	862	41.5
歯科衛生士数(常勤換算)				
0人	1,072	78.2	298	21.8
1人以下	1,833	72.5	697	27.6
2人以下	1,734	64.2	967	35.8
3人以下	1,373	57.1	1,031	42.9
3人より多い	1,639	52.3	1,495	47.7

方法：日本国内の歯科診療所に通院する12,139人の患者データと1181歯科診療所を対象に多層モデル解析を実施。
 結果：専任歯科衛生士ユニットの有無、患者教育に20分以上使うこと、歯科衛生士3名以上配置された医院では、定期健診を受ける割合が有意に高かった（PR=1.17～2.05）。
 患者の定期健診行動は個人要因だけでなく、クリニックレベルの歯科衛生士関連要因に左右される。
 結論：歯科衛生士関連要因（歯科衛生士）を改善することが、定期的な歯科健診受診行動の促進につながる。

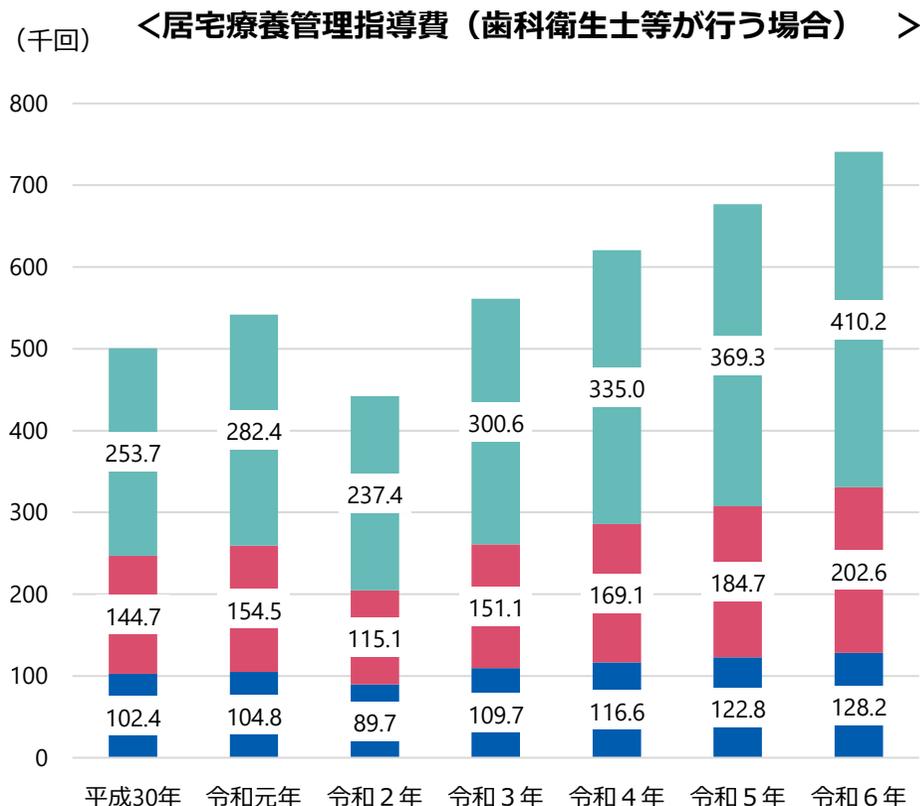
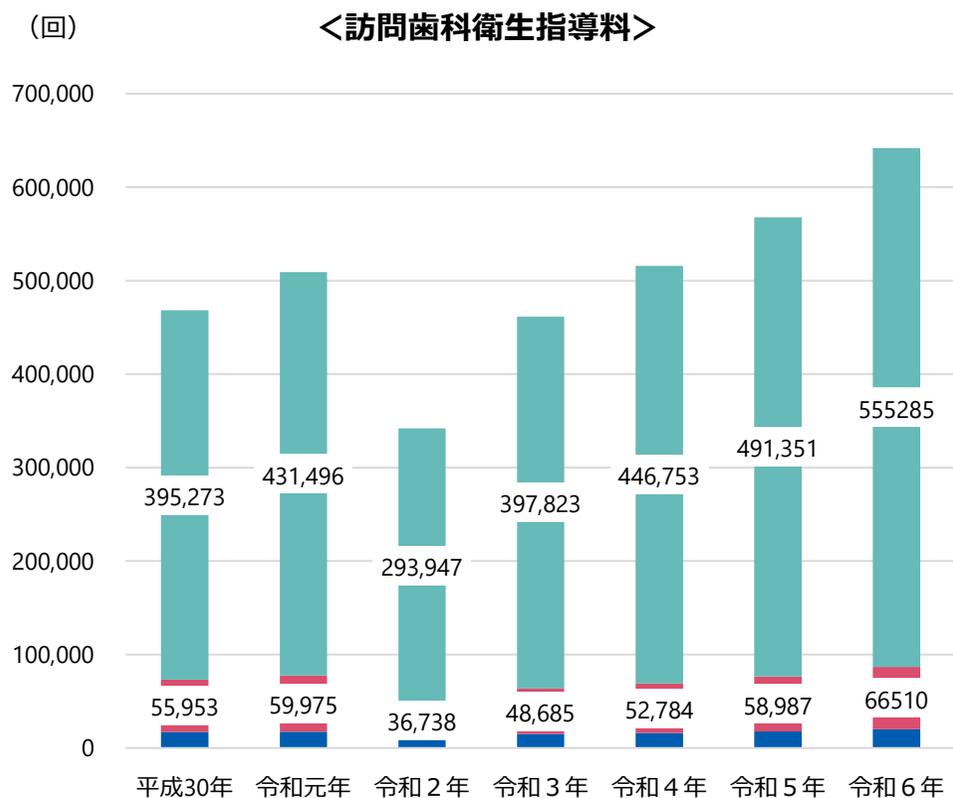
在宅歯科医療に関連する業務の実施状況

- 歯科医療機関に勤務している歯科衛生士に対する歯科診療の補助業務の実施状況について、「在宅患者への訪問歯科衛生指導」は38.3%であった。



歯科衛生士による訪問歯科衛生指導・居宅療養管理指導の状況

- 歯科衛生士が要介護高齢者等の居宅等を訪問して口腔衛生指導等を行う場合、診療報酬では訪問歯科衛生指導料、介護報酬では居宅療養管理指導費が算定される。
- 訪問歯科衛生指導料及び居宅療養管理指導料の算定回数は、令和2年に減少しているが、平成30年以降、増加傾向となっている。

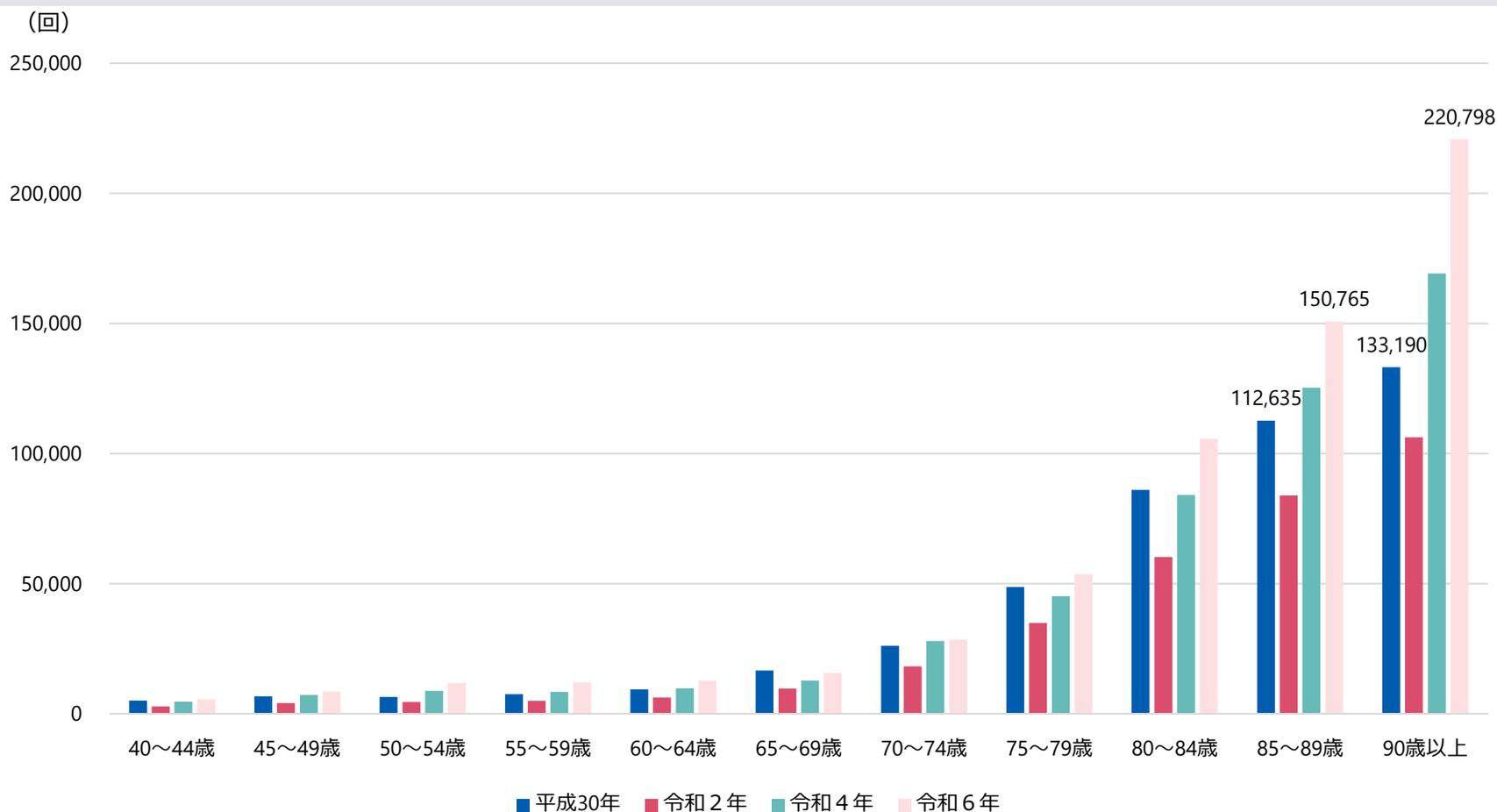


■ 1 単一建物診療患者 1人 ■ 2 単一建物診療患者 2人～9人 ■ 3 1及び2以外

■ 1 単一建物居住者 1人 ■ 2 単一建物居住者 2人以上9人以下 ■ 3 1及び2以外

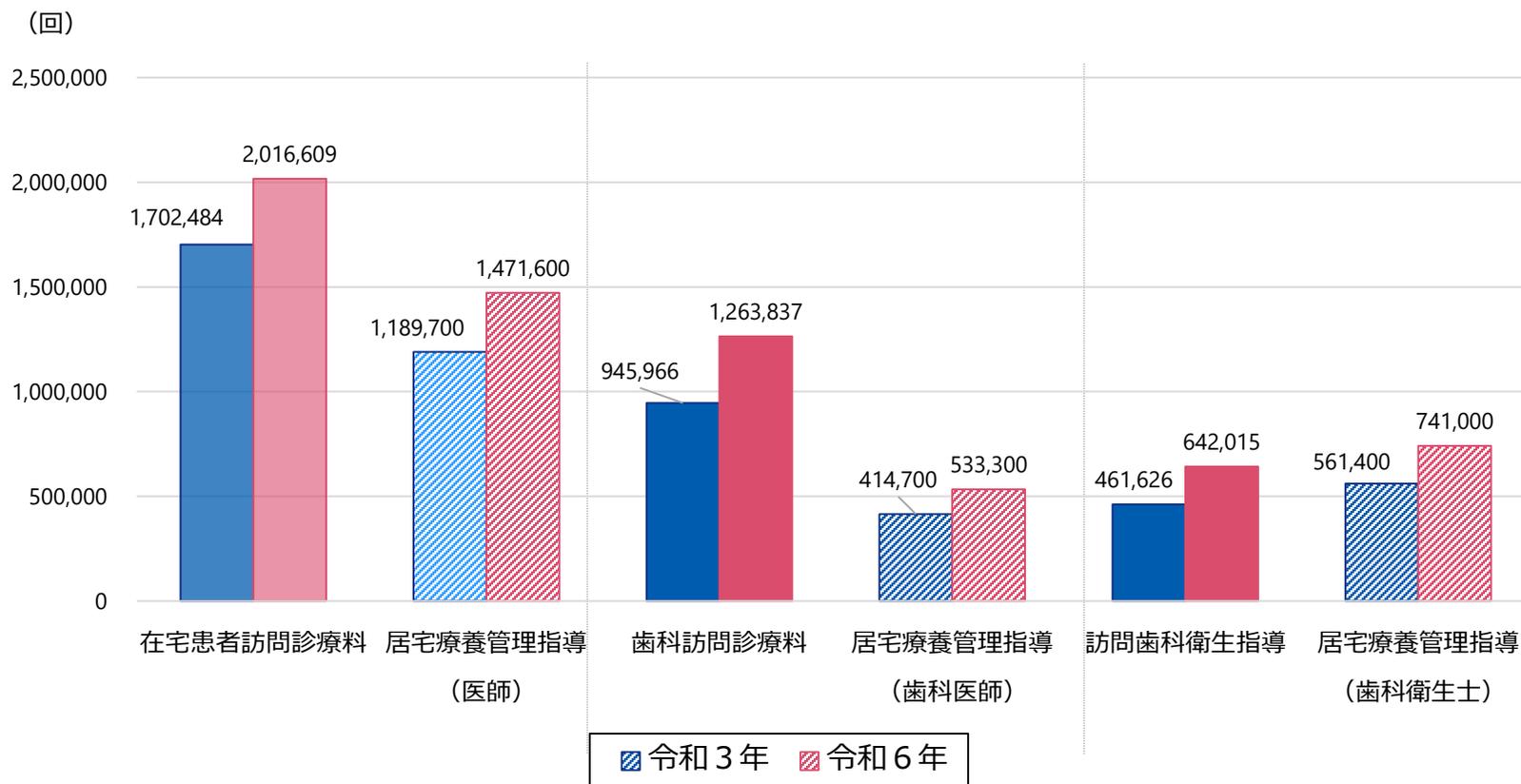
訪問歯科衛生指導料の状況（年齢階級）

- 訪問歯科衛生指導料の算定回数を年齢階級別にみると、いずれの年齢階級でも令和2年に減少しているが、令和4年以降増加しており、75歳以上で増加している。85歳以上では増加の程度が大きく、90歳以上では令和6年は平成30年の1.5倍以上増加している。



在宅医療に関する状況

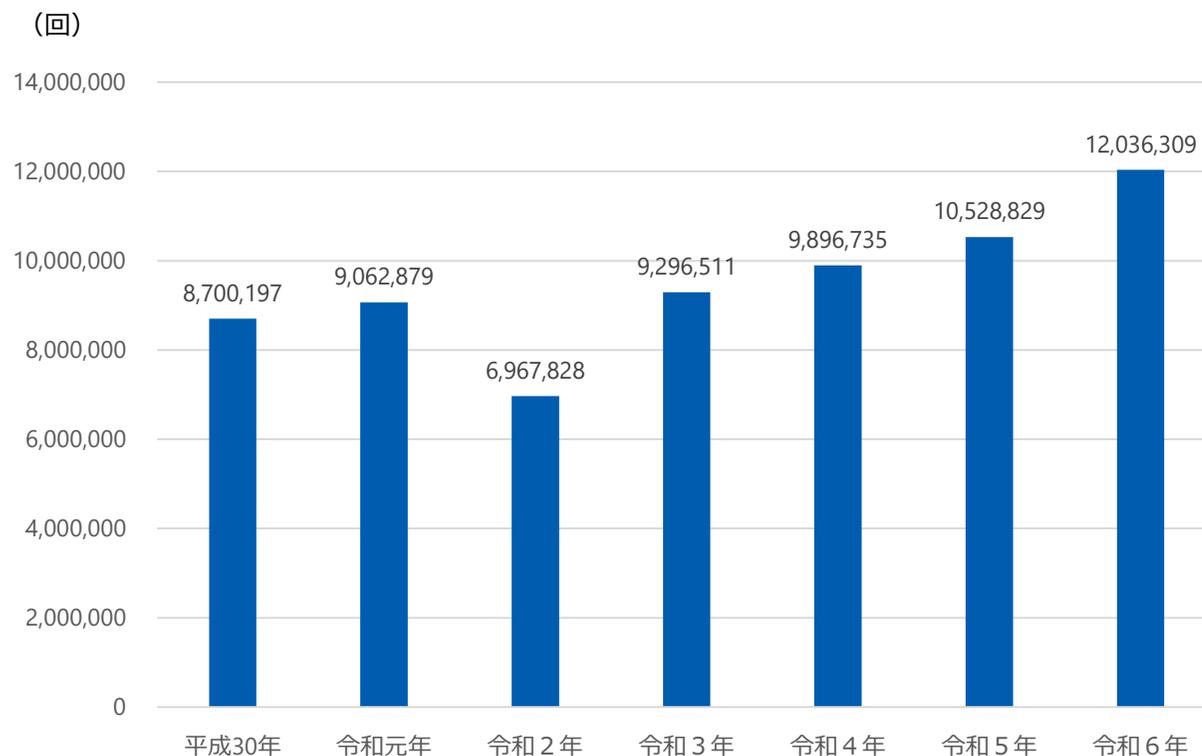
- 医科の在宅患者訪問診療料と比較すると、歯科訪問診療料の算定回数は6割程度となっている。
- 令和3年と比較すると、令和6年は歯科訪問診療料、訪問歯科衛生指導料など、いずれも増加している。



※居宅療養管理指導費（歯科衛生士）は、算定要件や給付調整の要件が居宅療養管理指導費（医師）居宅療養管理指導費（歯科医師）と異なる

歯科衛生士による指導管理等に関する状況

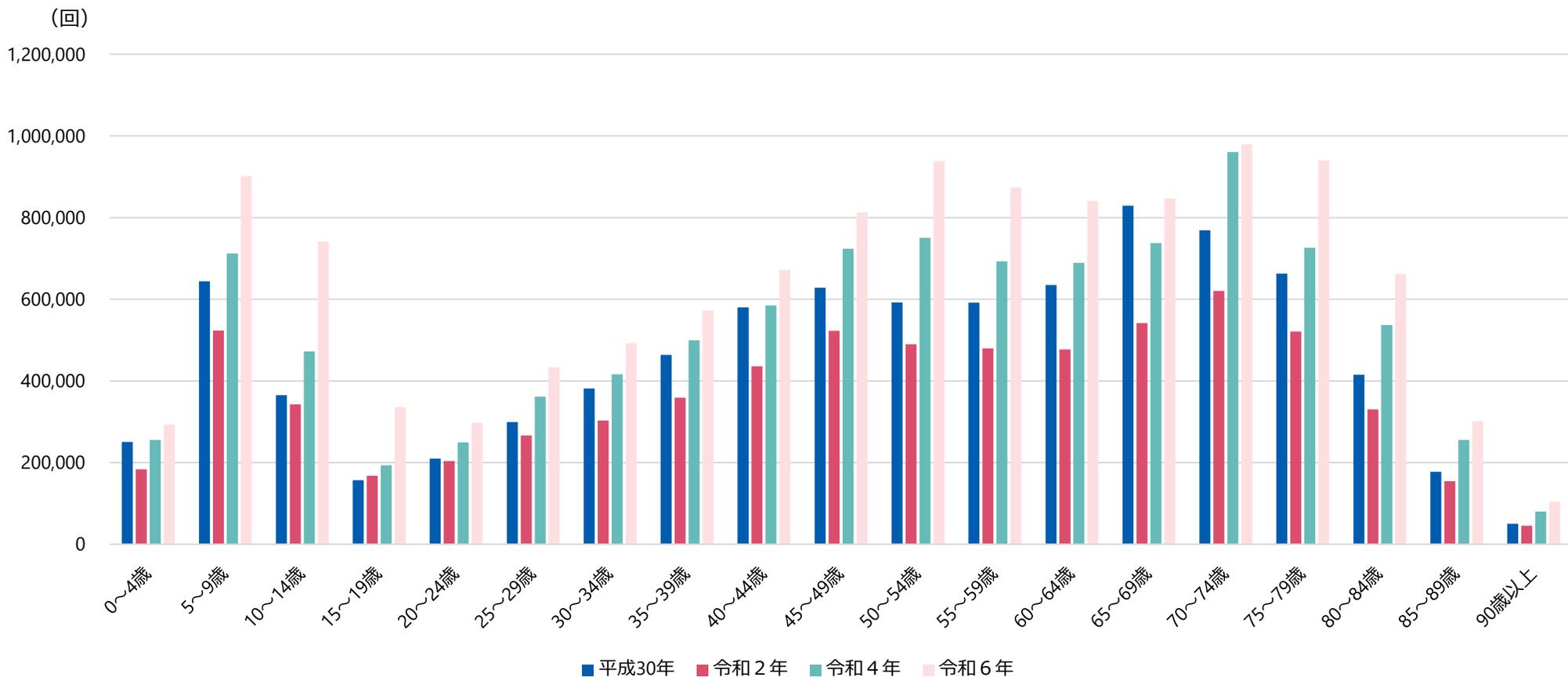
- 歯科衛生士による指導管理等に関する診療行為の算定回数は、令和2年に減少しているが、令和3年以降は増加傾向にある。



※歯科点数表のうち、歯科衛生士による指導・管理等に関する診療行為として集計したもの（令和5年の診療報酬の項目名で記載）
第1部医学管理等：歯科衛生実地指導料
第8部処置：周術期等専門的口腔衛生処置

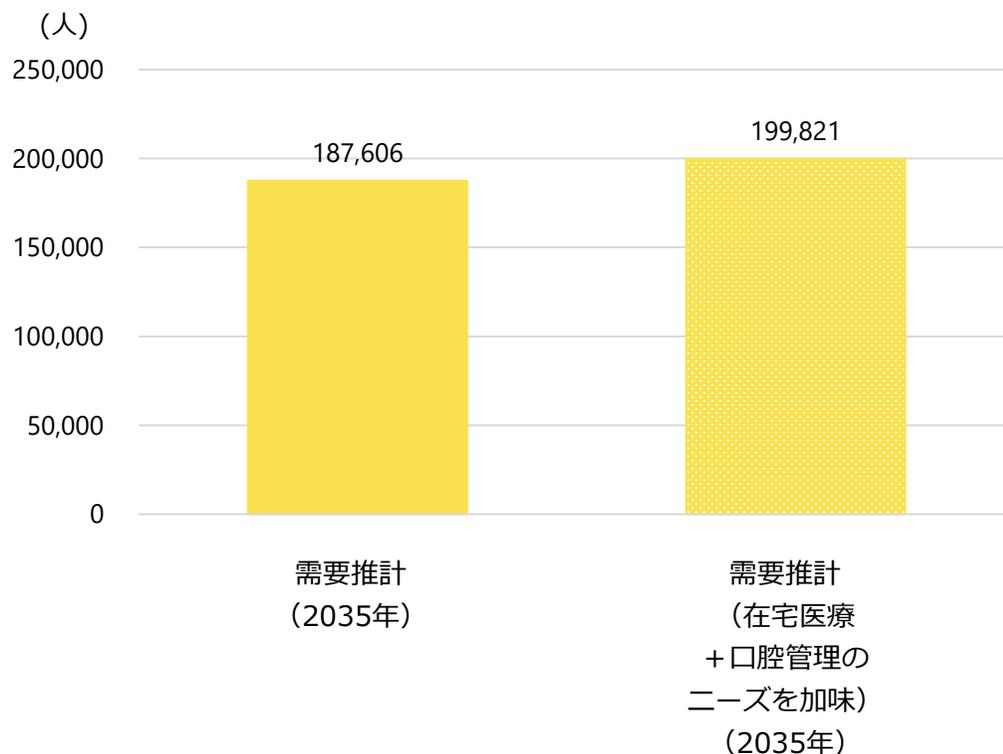
歯科衛生士による指導管理等の状況（年齢階級）

- 歯科衛生士による指導管理等に関する診療報酬項目の算定回数を年齢階級別にみると、いずれの年齢階級でも令和2年に減少しているが、令和4年以降増加している。特に5～14歳、50歳～以降で増加の程度が大きい。



2035年の就業歯科衛生士の需要推計（在宅医療・口腔管理のニーズを加味）

- 就業歯科衛生士の需要推計について、在宅医療・口腔管理等について訪問歯科衛生指導料・居宅療養管理指導費や歯科衛生士による指導管理等の診療報酬の算定回数の実績を踏まえた伸びを用い、需要推計の考え方（案）により推計を行った。その結果、2035年の就業歯科衛生士数は、約19万9千人と推計された。



<ニーズを加味する考え方>

在宅医療+口腔管理のニーズ加味：需要推計のうち、診療所に従事する歯科衛生士について、訪問歯科衛生指導・居宅療養管理指導及び指導管理等の変化率（1.18）を乗じて推計

歯科衛生士の業務に影響を与えると考えられる要素

○ 歯科診療所の歯科衛生士が行う業務に影響を与えると考えられる要素については、以下のような内容が考えられる。

(1) 個別の診療行為に関わるもの

	予防処置・保健指導	歯周病治療	口腔機能管理	在宅歯科医療
業務量減少につながる要素の例	口腔衛生状態の改善 医療DXの推進等による各種文書作成・管理等の効率化 ・小児のう蝕の減少 ・オンライン診療を含むICTの活用	・国民の歯周病に関する知識向上 ・重症化予防のための管理の推進	・オンライン診療を含むICTの活用	・オンライン診療を含むICTの活用
業務量増加につながる要素の例	高齢患者の増加、高齢者の残存歯数の増加 ・高齢者根面う蝕の増加 ・健康意識の高まりに伴うニーズ拡大 ・歯科健診の普及による保健指導の増加	・歯周基本治療の補助 ・口腔衛生管理の実施 ・口腔管理の患者の増加 ・歯科健診の普及による受療率増加	・口腔機能管理の実施 ・周術期や回復期等の入院患者の口腔管理のニーズ増加	・在宅医療（訪問診療）ニーズの増加 ・口腔管理の実施 ・多職種連携の実施

(2) 全体に関わるもの

業務効率化に影響を与える要素	具体例
医療DXの推進	・電子カルテの普及や院内業務のシステム化 ・文書作成・管理等の効率化
歯科医療技術の進展	・業務効率化につながる有効な歯科医療機器の導入
適切な業務分担	・院内の適切な業務分担の見直し、院内業務の効果的な役割分担（歯科衛生士業務の効率化）
組織マネジメント	・院内スタッフの意識改革
オンライン診療の効果的な活用	・対面診療の一部をオンライン診療に代替することによる、効果的・効率的な歯科医療の提供
歯科医療機関の機能分化・大規模化	・歯科医療機関の機能分化・大規模化による業務の効率化 ・歯科医師を始め歯科医療関係者の多様な働き方の実現、それに伴う歯科医療関係者の効果的な活用

● **以下4つの改革を通じて、医療・福祉サービス改革による生産性の向上を図る**

→2040年時点において、医療・福祉分野の単位時間サービス提供量（※）について**5%（医師については7%）以上の改善**を目指す

※（各分野の）サービス提供量÷従事者の総労働時間で算出される指標（テクノロジーの活用や業務の適切な分担により、医療・福祉の現場全体に必要なサービスがより効率的に提供されると改善）

I

**ロボット・AI・ICT等の実用化推進、
データヘルス改革**

- ◆ 2040年に向けたロボット・AI等の研究開発、実用化
（未来イノベーションWGの提言を踏まえ、経済産業省、文部科学省等と連携し推進）
- ◆ データヘルス改革（事業の着実な実施と改革の更なる推進）
- ◆ 介護分野で①業務仕分け、②元気高齢者の活躍、③ロボット・センサー・ICTの活用、④介護業界のイメージ改善を行うパイロット事業を実施
（2020年度から全国に普及・展開）
- ◆ オンラインでの服薬指導を含めた医療の充実
（薬機法改正により2020年9月から、一定のルールに基づき、オンライン服薬指導を導入、指針の定期的な見直し）
等

III

組織マネジメント改革

- ◆ 意識改革、業務効率化等による医療機関における労働時間短縮・福祉分野の生産性向上ガイドラインの作成・普及・改善（優良事例の全国展開）
- ◆ 現場の効率化に向けた工夫を促す報酬制度への見直し
（実績評価の拡充など）（次期報酬改定に向けて検討）
- ◆ 文書量削減に向けた取組（2020年代初頭までに介護の文書量半減）、報酬改定対応コストの削減（次期報酬改定に向けて検討）
等

II

**タスクシフティング、
シニア人材の活用推進**

- ◆ チーム医療を促進するための人材育成（2023年度までに外科等の領域で活躍する特定行為研修を修了した看護師を1万人育成）
等
- ◆ 介護助手等としてシニア層を活かす方策（2021年度までに入門的研修を通じて介護施設等とマッチングした者の数を2018年度から15%増加）
等

IV

**経営の大規模化・
協働化**

- ◆ 医療法人・社会福祉法人それぞれの合併等の好事例の普及（2020年度に、収集・分析した好事例を全国に展開）
- ◆ 医療法人の経営統合等に向けたインセンティブの付与（2019年度に優遇融資制度を創設、2020年度から実施）
- ◆ 社会福祉連携推進法人制度の創設、合併や事業譲渡等に係るガイドラインの策定
等

1 実態把握の深堀

- 将来の人口構造の変化に対応した医療提供体制を構築することが求められている。
- 人口は、全国的に生産年齢人口を中心に減少するが、85歳以上を中心に高齢者数は2040年頃のピークまで増加すると見込まれる。
- さらに、生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者の確保が更に困難となるが見込まれ、働き方改革等による労働環境の改善や、医療 DX、タスク・シフト/シェア等を着実に推進していくことが重要となる。

⇒医療行為の合理化・省力化と、医療に係る事務作業の省力化の二つの観点に留意して省力化を検討

2 多面的な促進策

- 看護業務の効率化の推進に資する機器等の導入支援
- 医師の労働時間短縮に資する機器等の導入支援
- 医療DXの推進のための情報基盤の整備
- 医療分野における適切で有効な機器等の開発・実装
- オンライン診療に関する総体的な規定の創設について
- タスク・シフト/シェアの推進

医療機関における配置基準について、引き続き合理的に見直しを図っていく。報酬上の評価の検討に資するエビデンスの構築を行う。

3 サポート体制の整備・周知広報

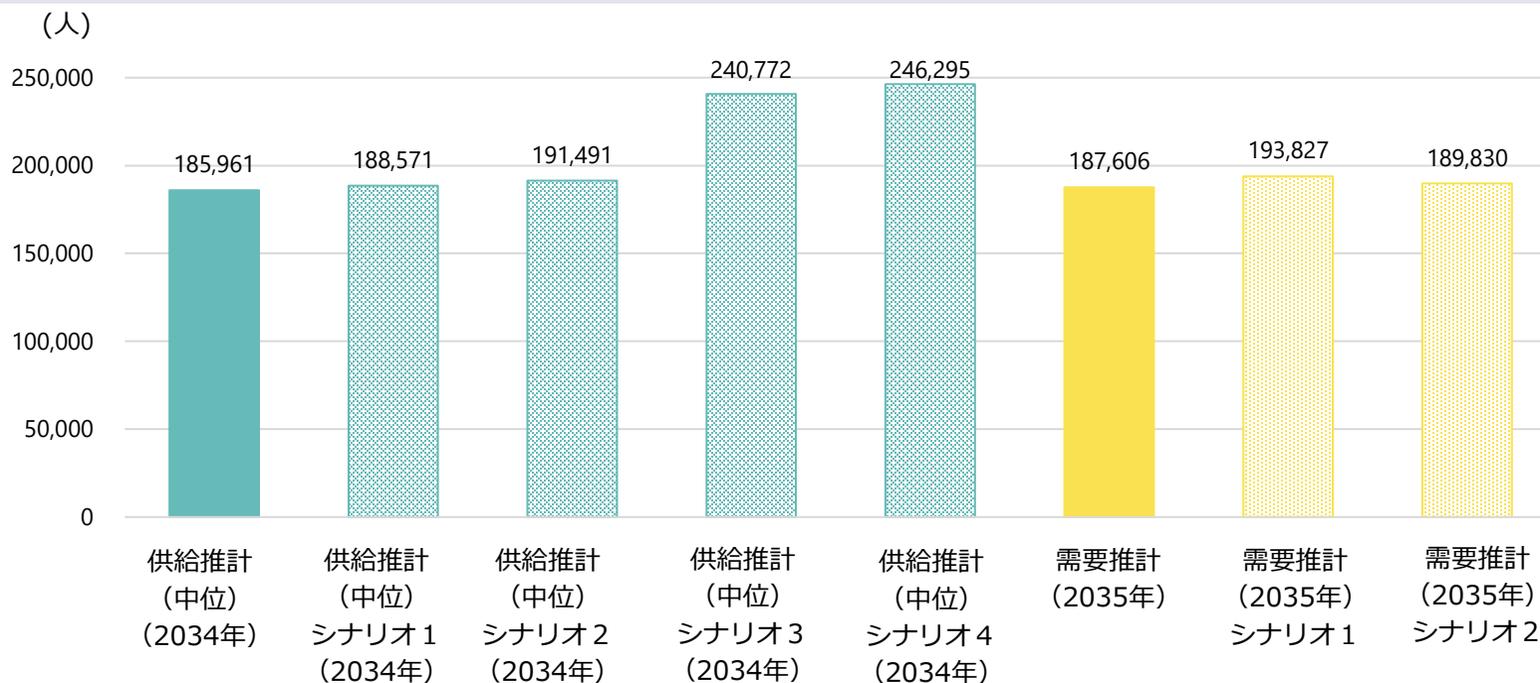
- 省力化投資を通じた看護業務効率化のためのサポート体制（看護）
- 看護師養成におけるDX促進のための支援
- 省力化投資を通じた勤務環境改善のためのサポート体制（医師）

4 目標、KPI、スケジュール

- アウトプット
 - ・省力化機器を導入している医療機関数
 - ・AMED事業による医療機器等の研究開発支援における採択課題数
 - ・電子カルテ情報共有サービスの普及
- アウトカム
 - ・地域医療確保暫定特例水準適用医師(※)の時間外労働の目標時間数の削減（現状：上限1,860時間→2029年度まで：上限1,410時間）
※地域医療の観点から必須とされる機能を果たすために、やむなく長時間労働となる医療機関に勤務する医師のうち、時間外労働が960時間を超えることが見込まれる者
 - ・看護職員の月平均超過勤務時間の削減（現状：5.1時間→2029年度まで：2027年度比で月平均超過勤務時間の減少を目指す）
- アウトカム
 - ・切れ目なく質の高い医療の効率的な提供及び医療機関等の業務効率化に資する、医療DXの実現に向けた情報基盤の整備
 - ・医療機関における配置基準について、引き続き合理的に見直しを図っていく。
 - ・報酬上の評価の検討に資するエビデンスの構築を行う。

2035年の就業歯科衛生士の需要推計（業務の効率化を加味した推計）

- 歯科衛生士の需要推計について、訪問歯科衛生指導を実施する歯科衛生士について訪問歯科衛生指導料や居宅療養管理指導費、歯科衛生士による指導管理等の診療報酬の算定回数の伸びを用い、需要推計の考え方（案）により推計を行ったうえで、歯科衛生士の業務が3%効率化（シナリオ1）または5%効率化（シナリオ2）される場合の推計を行った。その結果、約18万9千人～19万3千人が必要になると推計された。



シナリオ1：20歳代の就業者率が75%になると仮定
 シナリオ2：20歳代の就業者率が80%になると仮定
 シナリオ3：30歳～50歳代の就業者数が1.37倍（就業者率が70%）になると仮定
 シナリオ4：20歳代の就業者率が80%になるとともに、30歳～50歳代の就業者数が1.37倍と仮定

<需要推計シナリオ>

シナリオ1：需要推計（スライド34）に対して、歯科衛生士の業務が3%効率化されると仮定
 シナリオ2：需要推計（スライド34）に対して、歯科衛生士の業務が5%効率化されると仮定

- 1 . 歯科衛生士の供給推計
- 2 . 歯科衛生士の需要推計
- 3 . 議論の整理

議論の整理（就業歯科衛生士の供給推計・需要推計の算出結果について）

1. 就業歯科衛生士の供給推計について

- 他職種の推計を踏まえ、2024年の就業歯科衛生士数をベースとして、新規就業者数、就業率などを用いて10年後の就業歯科衛生士数の供給推計を行った。
- その結果、2024年から2034年までの10年間も近年と同じ傾向で変化すると仮定した場合、2034年の就業歯科衛生士数は約18万4千人～18万6千人になると推計された。20歳代の就業者率が75%又は80%、30歳代～50歳代の就業者率が70%になると仮定し推計を行ったところ、就業歯科衛生士数は2034年に約18万8千人～約24万6千人になると推計された。

2. 就業歯科衛生士の需要推計について

- 「将来の歯科医療需要」、「患者1人当たりの歯科医師数」及び「歯科医師1人当たり歯科衛生士数」を用い、今後の患者数の変化がこれまでと同じ傾向で続くとともに、すべての歯科診療所において歯科医師数に応じて歯科衛生士が勤務すると仮定した場合の需要の推計を行った場合、約18万7千人と算出された。
- 近年、在宅歯科医療や歯科衛生士による指導管理等のニーズが増加している。今後も高齢者人口は増加することから、2035年まで同様に推移すると仮定して需要推計を行ったところ、2035年の就業歯科衛生士数は約19万9千人と推計された。
- 一方、今後は生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者の確保が更に困難となることが見込まれることから、他医療分野と同様に歯科分野においても業務効率化を進めることが必要であり、この中で歯科衛生士の業務についても業務効率化・生産性向上に取り組む必要がある。2035年までに歯科衛生士の業務について一定程度効率化が進むと仮定し、需要推計を行ったところ、約18万9千人～19万3千人と推計された。

3. 就業歯科衛生士の需給推計について

- 今回行った約10年後の就業歯科衛生士の供給推計と需要推計では、供給及び需要ともに増加し、今後、就業者率の改善がさらに進んだ場合、供給推計が需要推計をやや上回ると推計された。
- 今回の推計方法では、供給推計では就業者率が向上することを考慮したシナリオ、需要推計については近年の在宅歯科医療や口腔管理等のニーズへの対応を加味しつつ、歯科医療技術の進歩等による業務効率化・生産性向上を考慮した場合のシナリオを設定した。なお、供給推計と需要推計の差は、今後の就業者率の向上や歯科医療需要の変化、業務効率化の程度により幅があると考えられる。
- また、病院や介護老人保健施設、行政等に勤務する歯科衛生士数について今回は定数と仮定したが、今後、高齢者における口腔管理のニーズのさらなる高まりや歯科健診の推進等の状況を踏まえ、さらに検討を進める必要がある。
- 人口の高齢化等に対応し必要な歯科医療を提供していくためには、歯科衛生士の離職防止・復職支援及び就労環境の改善の取り組みを推進するとともに、個々の歯科診療所の取り組みだけではなく地域で歯科衛生士の就労（キャリア支援を含む。）を支える仕組み・体制づくりや歯科衛生士の柔軟な働き方が可能となるような歯科診療所の体制（適切な業務分担、歯科診療所の機能分化・大規模化等）、歯科衛生士の業務のあり方等についても検討を進める必要がある。